

行政における傷病鳥獣救護の考え方と 地域の取組み事例

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
平成30年3月

はじめに

第二次世界大戦後の鳥獣行政の歴史の中で、愛護思想の普及活動が、鳥獣保護の思想と国民的世論を醸成する上で一定の役割を果たした時代がありました。動物がいのちあるものであることを尊重する愛護思想に根差し、個体の生命を救うことを主な目的とした傷病鳥獣の救護は、鳥獣保護思想普及のための重要な活動とされていました。「保護」という言葉を前面に押し出した昭和 38（1963）年の狩猟法改正（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に名称変更）ののち、昭和 41（1966）年の第 2 次鳥獣保護事業計画の基準において、鳥獣保護思想の普及啓発のための傷病鳥獣救護を主な目的とした鳥獣保護センターの設置が盛り込まれ、行政が救護に直接関与するという方式が打ち出されました。

しかし、1990 年代に入ってから、鳥獣の生息状況や鳥獣と人間社会との関係の変化、鳥獣保護思想が国民に広範に浸透したこと、鳥獣保護管理に対する考え方と施策が発展したことに伴って、従来の傷病鳥獣救護の在り方に対する様々な意見が出されるようになりました。論議は多岐にわたりますが、基本的な問題は次のようにまとめることができます。

一つ目は、傷病鳥獣をどのように取り扱うべきかに関わる根本的な問題で、2 つの異なる思想的な立場があります。1 つは、野生鳥獣の生死は生態系の自然なプロセスの一部であり人間が必要以上に介入すべきではないとする考え方で、もう 1 つは、傷病鳥獣を救うことは人道的で自然な行為であり、救護される野生鳥獣の傷病の原因の多くは人為的な原因であることから、救護することは当然であるとする考え方です。この立場の違いによって傷病鳥獣救護の目的や実施内容の考え方に違いが生じ、2 つの立場が相容れない場合もしばしばあります。

二つ目は鳥獣保護管理施策としての傷病鳥獣救護の位置づけと具体的対応に関わる問題です。以前は愛護思想に基づく救護を軸にして鳥獣保護思想の普及を図るという位置づけでした。しかし近年、野生鳥獣の保護管理分野では生物多様性の保全とそのため科学的計画的な保護管理という考え方が主流となりつつあります。勿論、この考え方は愛護思想に基づく救護を否定するものではありませんが、鳥獣保護管理施策としての救護の位置づけには見直しが求められています。例えば、希少鳥獣等の傷病は人為的な原因により増加傾向にあることから傷病個体の取扱いが一層重要になるとの指摘もあります。ただし、現実的な問題として、個体数が増加しているシカやイノシシ、外来種等、問題となっている種に対しては個体数調整等が実施されている一方で、他方では救護や放野を行うという矛盾した事態も生じています。

三つ目は傷病鳥獣救護における行政と民間との役割分担や連携に関する問題です。すべての傷病鳥獣の救護に行政のみで対応することは困難であり、人道的見地からの傷病鳥獣救護等に当たっては、行政が一定の関与を行いながら、ボランティア組織を含む民

間団体と目的に応じて役割分担を行い対応する体制を構築していくことが必要と考えられます。しかしながら、民間団体による地域に根ざした活動は発展中であり、ボランティアによる救護個体の飼養の中には問題となるケースもあることから、今後どのようにそれらを推進、連携、育成、管理していくか、検討が必要となっています。

環境省では、こうした背景から論議を重ね、行政が行う鳥獣保護管理施策としての傷病鳥獣救護について現時点における基本的な検討の方向性をまとめ、平成 28 (2016) 年 10 月に環境大臣が定めた「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)の中に示しました。それは「傷病鳥獣救護がもともと人道的な行為として行われてきたことを踏まえつつ、生物多様性の保全への貢献に重点を置いて対応を検討する」というものです。今後、技術的な問題(治療、飼育管理、リハビリテーション、放野等)、制度上の問題(鳥獣保護センターの整備と運営、人材や財源の負担等)等さまざまな問題を地域住民等の協力を得ながら解決してゆくことが求められています。

本書は、傷病鳥獣救護事業に関わる行政担当者の参考に資することを目的として、基本指針において示した「傷病鳥獣救護に関する考え方」及び「傷病鳥獣救護への対応」の解説と、行政の取組み体制とその課題に関する全国的な傾向、及び野生鳥獣救護に関する地域の実情に応じた行政等の取組み事例をまとめたものです。各都道府県における傷病鳥獣救護に関する考え方及び対応方針の検討の際の参考として、また現場での傷病鳥獣救護の対応を進める際の参考としてご活用いただければ幸いです。

本書を作成するにあたって、福島県、神奈川県、富山県、大阪府をはじめ、その他都道府県の傷病鳥獣救護関係機関、意見交換会出席専門家等の多くの方のご協力を賜りました。ここに記してお礼申し上げます。

目次

はじめに

第1章 行政における傷病鳥獣救護の基本的な考え方.....	1
1. 基本指針における傷病鳥獣救護の考え方.....	1
2. 傷病鳥獣救護への対応.....	2
(1) 目的や手法の明確化.....	4
(2) 獣医師、民間団体等との連携と地域住民の参画等による普及啓発.....	5
(3) 傷病鳥獣の個体の処置について.....	5
(4) 感染症対策.....	7
(5) 放野.....	9
(6) その他.....	9
第2章 行政の取組み体制と課題.....	10
1. 傷病鳥獣救護に関する行政の取組み体制.....	10
(1) 実施体制.....	10
(2) 傷病鳥獣の受入个体数.....	12
2. 傷病鳥獣救護のあり方に関する課題.....	13
第3章 傷病鳥獣救護の取組み事例.....	17
1. 行政担当者が一般の問い合わせに対応する際の留意点及びその理由.....	18
(1) アンケート調査結果による全国的な傾向.....	18
(2) 一般からの問合せに対応する際の留意点等.....	19
(3) 地域における取組み事例.....	22
2. 傷病鳥獣からの情報収集とモニタリングとしての活用.....	28
(1) アンケート調査結果による全国的な傾向.....	29
(2) 傷病鳥獣個体のデータ収集と活用に向けて.....	29
(3) 全国での取組み事例：鳥インフルエンザ、鉛中毒、大量死調査.....	31
(4) 地域における取組み事例.....	32
3. 傷病鳥獣救護に関するボランティア制度.....	33
(1) アンケート調査結果による全国的な傾向.....	34
(2) 地域における取組み事例.....	36
4. 傷病鳥獣救護に関し民間団体と連携している状況.....	39
(1) アンケート調査結果による全国的な傾向.....	39
(2) 傷病鳥獣受入窓口の違いによる特徴.....	40
(3) 地域における取組み事例.....	41

5. 鳥獣保護管理の総合的な拠点として機能している施設の体制や取組み	42
(1) アンケート調査結果による全国的な傾向	42
(2) 地域における取組み事例	44
参考資料	47
1. 関係機関等の連絡先	47
(1) 国の行政機関	47
(2) 都道府県野生動物保護管理関係部署	48
2. 関係法令等	49
3. 参考情報	49
4. 記録票（統一フォーマット）例	52

第1章 行政における傷病鳥獣救護の基本的な考え方

1. 基本指針における傷病鳥獣救護の考え方

野生鳥獣の生死は生態系に組み込まれた事象であり、自然界で発生した傷病個体や死亡個体は高次消費者の食物となり捕食されます。野生鳥獣は自然の中で人間の補助や介在なしに自立して生活し、死んでいくものであり、そのような状態が保たれてこそ野生鳥獣の尊厳が守られるのであり、人間が必要以上に介入すべきでないという考え方があります。一方で、人と野生鳥獣との関係の中で、野生鳥獣に対し敬う気持ちを持つことや生命への共感、生命の尊重の考えがあります。特に救護される傷病の原因の多くが生態系の自然の摂理によるものではなく人為的な原因によるものであることから、救護することは当然の行為であるとする考え方もあります。傷病により保護を要する野生鳥獣（傷病鳥獣）を救護することは、もともと人道的な行為として行われてきており、鳥獣保護思想上も生きものを大切に思う気持ちからなされてきました。

基本指針における「傷病鳥獣救護に関する考え方」では、人道的行為と公益的行為という側面があることに留意しつつ、傷病鳥獣救護の活動においては生物多様性保全という概念に貢献することに重点を置いて対応することとしています。

これまでの傷病鳥獣救護は、生命尊重の観点から個体の保護が重要視され、傷病個体の救命行為を中心に行われてきました。しかし、近年の生態学や保全生物学の発展、野生動物の生息状況や野生動物を取り巻く社会的状況の変化等により、個体の救護活動は直接的に生物多様性保全に貢献することは難しく、種によっては積極的に捕獲して個体数を調整する方が生物多様性の保全に貢献する場合があることが認識されるようになりました。一方で、傷病個体や死亡個体の発生原因の解明や、救護を通じた適切な環境教育の実施は、生態系のしくみの理解を促進し、生物多様性の保全に貢献できる可能性も秘めています。また、希少鳥獣等では、放野が不可能な傷病個体を繁殖に活用するといった生息域外保全に寄与することもあります。

これらの考え方を踏まえつつ、今後の行政事業としての傷病鳥獣救護には、対象種の選定等により効率的に行うことが求められ、個体救命の比重が高い個体レベルの活動から、個体群レベルの保全生態学的観点で生物多様性の保全に貢献する活動を優先する方向に変更することが求められます。傷病鳥獣救護により生物多様性保全へ直接的に貢献しうるケースには、個体数が極めて少ない希少鳥獣等の傷病個体の救護・放野により生息状況を維持・回復することや、傷病・死亡個体から得られるデータの適切な分析から野生動物に起こっている問題を早期に把握して鳥獣の生息を脅かす要因への対応策を講じる、等が考えられます。また、希少鳥獣等の生息域外保全及びそのための技術の確立、傷病個体を適切に利用した環境教育による一般市民の生物多様性保全に対する理解の醸成等の間接的な効果も期待されます。

I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

「第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項」

4 傷病鳥獣救護に関する考え方

鳥獣は、山野等にあつて、専ら他の生物を捕食・採食し、個体の生と死を繰り返している。このように生態系は野生生物の生と死によって成り立っており、自然の傷病による鳥獣の死も生態系の重要な一要素である。

一方、人には鳥獣を敬い命を大切に思う気持ちがある。傷病鳥獣救護は、もともと人道的な行為として行われてきており、鳥獣保護思想上も生きものを大切に思う気持ちからなされてきた側面もある。

傷病鳥獣救護については、これらの考え方を踏まえつつ、絶滅のおそれのある種の保全や環境モニタリングへの活用、傷病の発生原因の究明とその予防措置等、生物多様性の保全への貢献に重点を置いて対応を検討する。

(枠内は基本指針より抜粋)

2. 傷病鳥獣救護への対応

基本指針では、「傷病鳥獣救護に関する考え方」(上記枠内参照)を踏まえ、生物多様性の保全に貢献するための取組みとして、以下の対応が示されています。

III 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

「第九 その他」

4 傷病鳥獣救護への対応

傷病鳥獣救護については、以下の考え方を踏まえて対応する。

(1) 目的や手法の明確化

傷病鳥獣救護により、生物多様性の保全に貢献する観点から絶滅のおそれのある種の個体を含めた鳥獣の放野を実施することや、救護個体に係る情報の収集・分析による環境モニタリング、傷病の発生原因の究明によるより効果的な予防措置を実施すること等、救護の目的及び意義を明確化することが重要である。特に行政による傷病鳥獣救護の実施に当たっては、こうした目的及び意義を踏まえて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する等の対応を図る。なお、大量死や異常な行動をとる個体等生態系の異常の把握につながる情報を収集する観点から、情報の収集・把握の一元化等を図る必要がある。

(2) 獣医師、民間団体等との連携と地域住民の参画等による普及啓発

傷病鳥獣の救護にあっては、人と鳥獣との適切な関係の構築に向けて、地域住民の参画等による普及啓発が重要であることから、市町村、獣医師（獣医師団体を含む。）、動物園、自然保護団体等と連携しながら、収容、終生飼養、リハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制を構築し、研修等を通じてそれらの人材の育成を図る等、行政の指導監督等一定の関与の上で民間による積極的な取組みを推進する。

なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、都道府県民に対し周知徹底する。

(3) 傷病鳥獣の個体の処置について

傷病鳥獣救護がなされた個体については、法令の必要な手続を行った上で、必要なデータを収集し、(1)で明確化した目的及び意義に適合し、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーション及び放野を行う。放野が不可能又は(1)で明確化した目的及び意義を踏まえて放野することが適当ではない個体については、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

収容に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という。）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。また、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して 30 日以内に、飼養登録をしなければならないことに留意すること。

(4) 感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。平成 10 年法律第 114 号）、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 放野

放野は以下のような考え方を基本として対応する。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

(枠内は基本指針より抜粋)

上記の対応方針を踏まえ、特に行政による傷病鳥獣救護においては、以下の考え方を基本とした傷病鳥獣救護の対応及び救護個体の取扱いを行うことが求められます。

(1) 目的や手法の明確化

野生鳥獣は、一般的には普通種、希少鳥獣、特定鳥獣、狩猟対象種、外来種等に区分されますが、各種の法制度に基づいた区分や取扱いにおける区別を考慮して傷病鳥獣救護を実施することが必要です。行政における傷病鳥獣救護に当たっては、生物多様性の保全に貢献する観点から、救護の目的及び意義を明確にすることが重要です。さらに、収容・治療で生じる種々のリスクや最終的な効果等も想定して収容すべき鳥獣の種を選定する等により、意義のある傷病鳥獣救護を効率よく実施することが可能となります。種の選定に当たっては、生物多様性の保全を主な目的とし、第二種特定鳥獣等の鳥獣の管理を行うことが必要な種以外を優先する等の検討が必要です。また、都道府県ごとに、それぞれの地域で絶滅のおそれのある鳥獣の救護体制を整備し、主導的に実施することが求められます。これら、種の選定等の際には、地域の合意形成及び住民への普及に努めることが重要です。このことは、希少鳥獣等以外は救護を認めないという考え方ではなく、少なくとも行政事業における傷病鳥獣救護では、できるだけ効率的で公益性が高く、生物多様性に貢献できる可能性が高い活動にするために優先順位をつけるという考え方です。

なお、傷病・死亡個体から得られる情報は、貴重であり、野生動物や生態系の保全、適切な環境教育への活用が期待されます。傷病・死亡の原因解明や環境の変化等を把握するために、基本的なデータを収集・蓄積し、積極的に活用することが望まれます。また、大量死等の生態系の異常把握につながる情報収集を進める観点から、情報収集・把握の一元化に努めることが重要です。データの収集や活用等に関する事例等は、第3章2.(P.28)を参照してください。

(2) 獣医師、民間団体等との連携と地域住民の参画等による普及啓発

野生動物と人との関わり、人間活動の生態系への影響等について市民が理解を深めることが、生物多様性保全を進めていく上で重要です。野生動物の救護活動を介した正しい普及啓発（環境教育）は、環境問題や野生動物の生態、人と野生動物の適切な関係の在り方（愛玩動物や産業動物とは違い、野生動物は自然界における生態系の一員として食物連鎖に組み込まれるため、「生」と「死」は同等に必要な不可欠であることを理解した上での野生動物との関係を示す。）等について、一般市民が理解を深める一助となります。

救護の現場での環境教育は、鳥獣保護センター、開業獣医師や民間団体等が、市民向けの対応の一つとして草の根的に進めているケースはあるものの、具体的な目的を定めての効果的・長期的な取組みはまだ多くはありません。環境教育が適切なメッセージを伝え、かつ効果をあげるには、野生動物や生態学、生物多様性保全等に関する十分な知識と教育技術を備えた者が系統的に実施することが望ましいと考えられます。実践の場での知識や技術の習得は効果があることから、経験ある獣医師やボランティアによる経験の浅い従事者への継続的な指導や、新しい知見や技術を提供するための講習会等を通して人材を育成していくことが重要です。

こうした活動を進めるために、鳥獣保護センター等を中心として、市町村、獣医師（獣医師団体を含む）、動物園、自然保護団体等と連携しながら、救護活動に携わるボランティアのネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び放野の他、人と鳥獣との適切な関係の構築に向けて、地域住民の参画等による普及啓発を進めることが望まれます。しかし、終生飼養やリハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制においては、それぞれの関係者の役割を明確にすることが重要です。特に一般家庭での傷病個体の飼養には、感染症や動物福祉の問題、野生動物を愛玩動物と同一視することで野生動物の保護管理や被害対策に支障を生じる問題（以下、「観念的ペット化による問題」という。）など様々なリスクが存在するため、行政による指導監督等一定の関与が必要となります。

また、複数の都道府県にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合には、関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるよう、情報の収集・提供等について適切な連携が求められます。そのためには、連絡体制の整備や関係者への研修を実施しておくことが重要です。

(3) 傷病鳥獣の個体の処置について

野生動物の救護活動による救命・放野そのものは、極めて個体数が少ない希少鳥獣等や大量死のような特別な場合を除き、個体群レベルで見ると生物多様性の保全に直接貢

献する可能性は低く、また、外来種等の放野はむしろ生態系に悪影響を及ぼす場合があります。一方で、傷病個体から得られた情報や治療技術を蓄積し、それらを適切に解析・利用することによって、生物多様性の保全に貢献することが望めます。(1)で明確化した目的及び意義を踏まえ、救護の対象種や救護した個体の処置について、以下の方針が考えられます。

- ア. 希少鳥獣等については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、放野が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを施し、最終的に放野を行います。放野が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用を検討すべきです。これらの対処が困難な場合には、関連する法制度や専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討します。安楽殺処分の方法について、環境省では「動物の殺処分方法に関する指針」(参考情報[1])の中で示しています。
- イ. 外来生物法で指定されている特定外来生物ではなくても、外来種の放野は日本の在来種や生態系に悪影響を及ぼす可能性があるため、外来種の救護及び放野は回避すべきです。また、特定外来生物は、放野のみならず飼育や運搬も禁止されており、特定外来生物の救護個体は原則としてできる限り苦痛を与えない方法で致死させることとします。ただし、外来生物法による飼養許可を得て飼養する場合は、この限りではありません。

また、農林水産業等への被害防止目的で捕獲された鳥獣については、救護対象とすべきか、放野するか否かについて慎重な検討が必要です。
- ウ. 放野が不可能な鳥獣については、地域の状況や救護の目的・意義に応じて、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等について検討が求められます。放野できない個体の終生飼養は、動物福祉の観点から望ましくない場合も多く、野生動物に対する飼育欲求を刺激して違法飼育に繋がる可能性もあるため、明確な目的がない限りは安楽殺処分を検討すべきでしょう。なお、野生動物の安楽殺処分の必要性を広く理解してもらうための普及啓発も必要です。
- エ. その他、救護の対象種として選定した傷病鳥獣については、救護活動に対するネットワーク体制を活用して、収容、治療、リハビリテーション及び放野に努めるようにします。
- オ. 傷病鳥獣の保護収容に当たっては、鳥獣保護管理法に基づき、事前に環境大臣又は都道府県知事による鳥獣捕獲許可が必要になります。捕獲許可がある場合、許可期限満了から30日以内までの期間については収容後の飼養登録手続きが不要ですが、狩猟鳥獣でない鳥獣について、その期間を超える場合には都道府県知事による飼養登録が必要となります。また、鳥獣保護管理法の他に、対象種

によっては種の保存法、外来生物法、文化財保護法等の関係する法令に則り、必要な手続きを行うことが求められます。

(4) 感染症対策

野生動物の救護活動に際しては、傷病鳥獣を介しての病原体との接触によるリスクが想定されるため、人と野生動物の共通感染症に対する公衆衛生対策と飼育施設等での他の動物への感染防止についても配慮する必要があります。万が一重大な感染症が発生した場合、感染症対策が不十分・不適切であれば封じ込めができないばかりか、感染を拡大させてしまう可能性があります。これらのリスクは傷病鳥獣救護に直接関わる人や施設だけに留まらず、最悪の場合には不特定多数の人への感染拡大、産業動物への波及、産業を含めた社会全体への影響の拡大等、大きな社会的リスクにもつながりかねません。これらを十分に理解し、救護の現場では、日頃から適切な感染症対策に積極的に取り組み、行政はその状況を把握しておく必要があるでしょう。感染症対策としては「感染しない、感染させない、拡散させない」ことを念頭に、日頃より人獣共通感染症等の危険性について十分に認識し、人間や他の動物への感染予防に努めることが重要です。

Box：感染症対策

感染症対策で求められる適切な対応として、以下の点に注意が必要です（日本獣医師会の「保全医学の観点から踏まえた野生動物対策の在り方」（以下、「野生動物対策の在り方」という。参考情報[2]）第8章5を参考とした）。

① 傷病鳥獣回収・運搬時の留意点

まず、傷病鳥獣に接触する最初の行為でもある回収時の注意として、感染症が疑われない場合でも、最低限手袋（できればマスクも）の着用を徹底して野生動物に直接接触しないようにします。また、ダニ等の吸血性の節足動物にも注意が必要です。回収後は段ボール箱等に入れて、運搬中もできる限り隔離した状態を保つ努力も必須となります。感染症防御の知識のない者による回収・運搬は、基本的には回避することが望ましく、今後は行政による回収システムの整備等の検討が必要となります。しかし現実には、一般市民が回収して収容施設等に持ち込むことも十分に想定されるため、やむを得ず回収・運搬する場合の適切な対応（手袋の着用、段ボール箱等の使用、作業後の適切かつ十分な手洗い、衣服等汚染時の対応等）を徹底できるように、パンフレットやウェブサイト等での普及啓発も不可欠となります。

② 感染症対策

救護施設への収容後は、現場における感染症全般に対する日常的な対策として、次のようなことに注意します。

ア. 傷病個体と接触するときには、必ず、手袋、マスク、帽子、白衣・ガウン、必要に応じてゴーグル、フェイスシールド等を着用する。複数個体を扱うときには、個体ごとに手袋は取り替える。手袋やマスクは医療廃棄物として廃棄し、帽子や使い捨てではない白衣・ガウンは滅菌する。

イ. 手指の消毒を徹底する。傷病個体に接触した後は、必ず消毒を行う。

ウ. 感染源（排泄物、血液、羽、毛等）の拡散防止を心がける。例えば、搬入時に段ボール箱に入れられていたものは、極力箱の中で診療・治療する（鳥類なら、多少動けるが羽ばたけない程度の大きさがよい）。飛散等した場合は、すぐに消毒する。

なお、野生動物由来感染症への対策に加え、放野個体が人や飼育動物由来の感染症を自然界に拡散させる可能性もあるので、留意が必要です。

また、適切な感染症対策を効果的に実施するため、各現場で感染症対策に関するガイドライン・マニュアルを整備して実行することが求められます。対策ガイドライン・マニュアルの例として、「野生動物対策の在り方」（参考情報[2]）第4章11の「北里大学獣医学部における野生動物の搬入及び検査に関するガイドライン」が参考になります。しかし、このようなガイドラインがすべての野生動物の従事者や施設に対応するとは限りませんので、各施設等に合ったガイドラインを策定することが必要です。

さらに、感染の可能性がある場合には、感染症法や狂犬病予防法等の関係法令に従い適切に対処することが重要です。感染症対策については、「人と動物の共通感染症に関するガイドライン」（参考情報[3]）及び「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン 2003」（参考情報[4]）が参考となります。

また、周囲で家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同家畜伝染病に感受性がある鳥獣の収容個体の症状や周囲の鳥獣の感染症発生状況等に十分注意し、同家畜伝染病の感染が疑われる際には、家畜衛生部局等の関係機関と調整し、適切に対応することとします。特に、高病原性鳥インフルエンザは救護の現場で遭遇する可能性がある高リスクの感染症であり、適切な対応が必要です。対応方法等は第3章2.(3)(P.31)を参照してください。

感染症法では、イタチ、アナグマ、コウモリ、サル、タヌキ、ハクビシン、プレーリードッグ、ヤワゲネズミが感染症を人に感染させるおそれが高い動物として、輸入規制の対象動物に指定されています。法制上、基本的には国内に輸入されない種ですが、何

らかのルートから感染症法に定める対象感染症が国内に侵入した場合には、上記の対象動物に属する国内産の種（外来種を含む）は感受性が高い種となり得ますので、対象感染症の発生状況については注意が必要です。狂犬病予防法では、イヌ、ネコ、アライグマ、キツネ及びスカンクが、また家畜伝染病予防法では、偶蹄類、馬、家禽類、イヌ、ウサギ及びミツバチ等が検疫対象動物に指定されています。

なお、受入施設では感染症リスク管理者の配置、検疫・隔離施設の整備に努め、救護に携わる者に対しては、感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、獣医師等の専門家の指導の下で、行政担当者やボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行うことも有用です。

（５）放野

傷病鳥獣の救護活動には、生物多様性保全への貢献という公益性が求められます。したがって、生態系の攪乱や遺伝子汚染の原因となる外来種（外国産亜種及び分布域の異なる国産亜種を含む。）や感染症の拡散を招くおそれのある傷病個体の放野等、生態系へ負の影響を与える行為を行わないことが必要です。そのため、以下の考え方を基本として対応することとします。また、治療にあたっては、抗生物質の残留や薬剤耐性微生物の拡散にも留意しましょう。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見・救護された場所での放野を基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような適切な生息地で放野する。また、対象種にとって放野に適した時期にも配慮する（渡りをする種は、その種の渡来後あるいは渡去前に放野する）。
- ③ 放野の前には必要に応じて感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

（６）その他

鳥獣保護センター等はこれまで、傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣保護管理の拠点とすることを目的に、設置・整備されてきました。

近年、計画的かつ科学的で専門的な鳥獣の保護及び管理が強く求められていることから、鳥獣保護センター等の設置については、鳥獣保護管理、各種調査研究、環境モニタリング、環境教育及び傷病鳥獣救護のための機能を持つ総合的な拠点と位置づけ、鳥獣保護管理センターとして既存施設の機能強化又は新たな施設整備等に努めることとします。

第 2 章 行政の取組み体制と課題

1. 傷病鳥獣救護に関する行政の取組み体制

(1) 実施体制

都道府県における傷病鳥獣救護の取組み状況を把握するため、環境省が平成 27 年度に全国の鳥獣行政担当者を対象に実施した傷病鳥獣救護に関するアンケート(以下、「アンケート」という。参考情報[5])の結果を基に、傷病鳥獣救護の実施体制について項目別に整理しました。調査項目は、傷病鳥獣個体受入窓口、収容・治療・安楽殺等の実施施設、リハビリテーション等の実施、放野の実施、終生飼養等の実施の 5 項目です。集計は 46 都道府県を対象としています。

これらの項目について、公共団体と民間団体がどのように関与しているかを整理した結果が表 2-1-1 です。各項目について公共あるいは民間団体に役割を分担している自治体は 28 件ありました。また、全ての項目で公共と民間団体の両者が何らかの形で関与していた自治体は 7 件ありました。一方、全ての項目を公共団体が実施していた自治体は 3 件、反対に全てを民間団体に依頼していた自治体は 7 件でした。

表 2-1-1 都道府県における傷病鳥獣救護実施体制

実施体制の役割分担	自治体数
各項目を公共あるいは民間団体に役割分担	28
全ての項目で公共・民間団体が参画	7
全て公共団体（鳥獣保護センター）で実施	3
全て民間団体（獣医師会、動物園協会、鳥獣保護センターの指定管理者、ボランティア）で実施	7

(回答数：45 都道府県)

各項目における実施機関の公共と民間の割合を図 2-1-1 に示しました。受入窓口、放野の実施、終生飼養等の実施は公共が担っていることが多く、特に受入窓口は 7 割程度で公共が実施しているとの回答でした。一方、収容・治療・安楽殺等の実施施設は民間が若干多く担っている状況でした。リハビリテーション等の実施は、公共と民間団体がほぼ拮抗している状況でした。

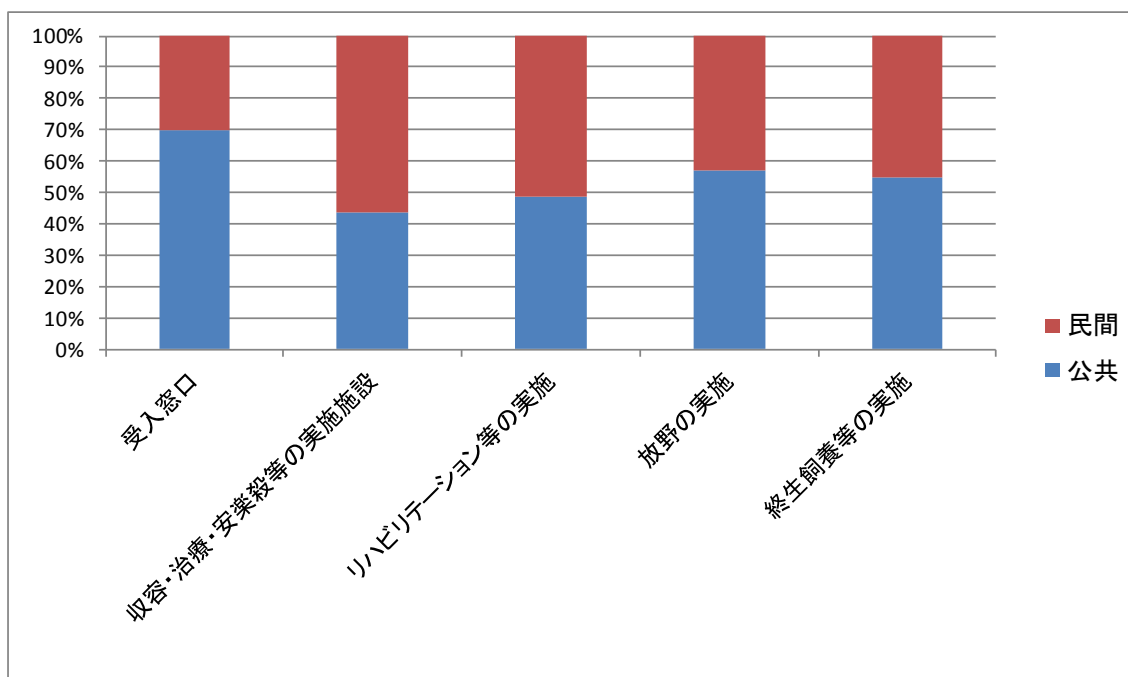


図 2-1-1 機関・団体の公共／民間割合（回答数：46 都道府県）

各項目の実施形態（直轄・委託・一部委託）について、図 2-1-2 に示しました（図 2-1-1 で公共機関が担当機関となっても、動物園や鳥獣保護センターの指定管理者へ委託する場合も委託（一部委託）として計上される）。

全ての項目について、委託、一部委託の合計が 50%を超えている状況でした。特に委託と一部委託の合計が高かった項目は、収容・治療・安楽殺等の実施施設、リハビリテーション等の実施及び終生飼養等の実施の 3 項目でした。

これらのことから、受入窓口は自治体で行っているケースが多いものの、その他の項目は民間等に委託しているケースが多いことがわかります。

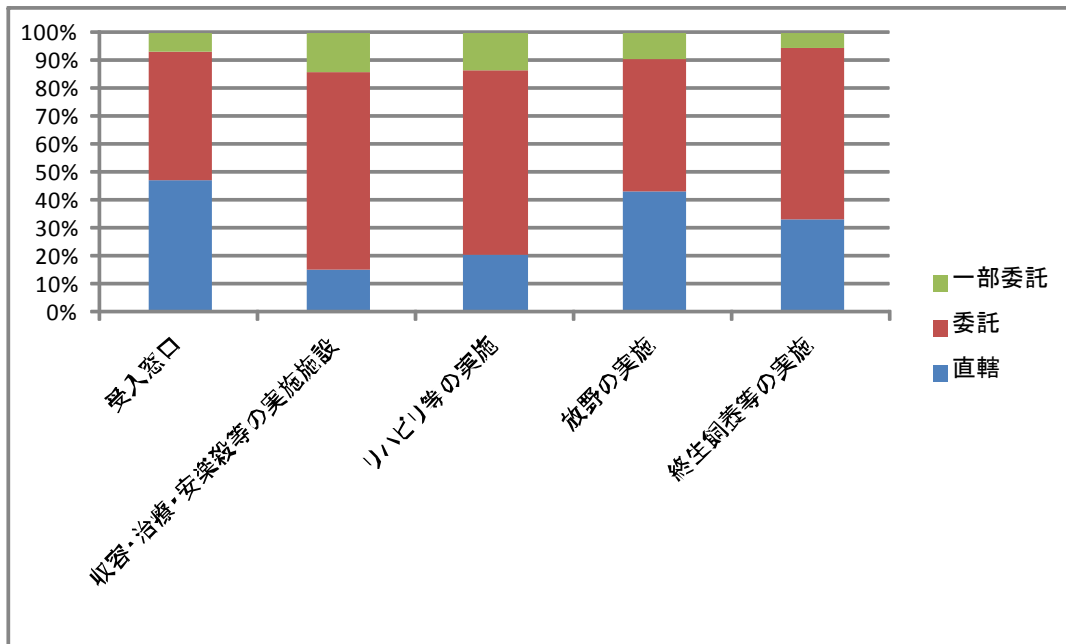


図 2-1-2 各項目の業務実施形態の割合 (回答数 : 46 都道府県)

(2) 傷病鳥獣の受入个体数

傷病鳥獣救護事業で受入れた傷病鳥獣个体数について、平成 22 年度から 5 年間の推移を図 2-1-3 に示しました。平成 22 年度は受入数の差が大きい状況でしたが、受入个体数の中央値は平成 22 年度の 350 个体から平成 26 年度の 282 个体へと減少していることが分かります。

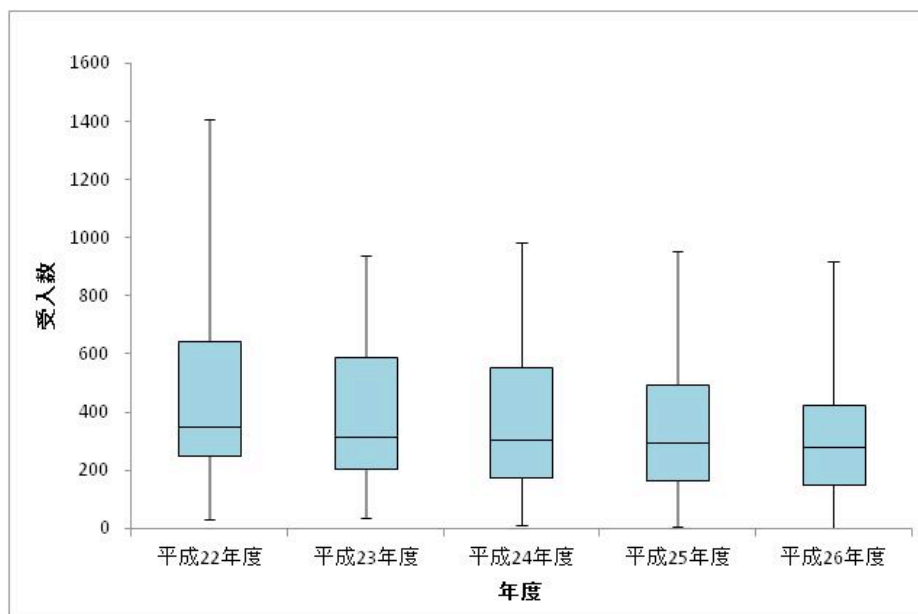


図 2-1-3 傷病鳥獣受入数の全国平均値推移 (回答数 : 46 都道府県)

(箱ヒゲ図：箱内の横線はデータの中央値、上下辺は第 1 四分位数 (下側) と第 3 四分位数 (上側) を示し、箱外に伸びる線の端はデータの最小値 (下側)・最大値 (上側) を示す)

2. 傷病鳥獣救護のあり方に関する課題

全都道府県に対して、傷病鳥獣救護のあり方に関する現状として以下の項目でアンケート調査を整理しました（46 都道府県対象）。

- ① 傷病鳥獣救護事業の民間移行について
- ② 傷病鳥獣救護事業に関する課題について
- ③ 傷病鳥獣救護事業の今後のあり方、行政上の位置づけ、国に対する要望等について

① 傷病鳥獣救護事業の民間移行について

希少な種等を除く傷病鳥獣救護事業の民間への移行に関し、妥当性や可能性、受入機関の有無、課題等について自由記入形式で意見を求めたところ、40 自治体から回答が得られました。

ア. 民間移行の妥当性や可能性に関する意見

民間移行の方向の妥当性や可能性に関する意見は、38 自治体の回答に記述されていました。その概要を表 2-2-1 及び図 2-2-1 に示しました。

表 2-2-1 救護事業の民間移行について

意見の概要	自治体数	右図凡例
民間移行を検討すべき	20	A
民間移行は考えていない	5	B
民間移行は困難	12	C
その他	1	D

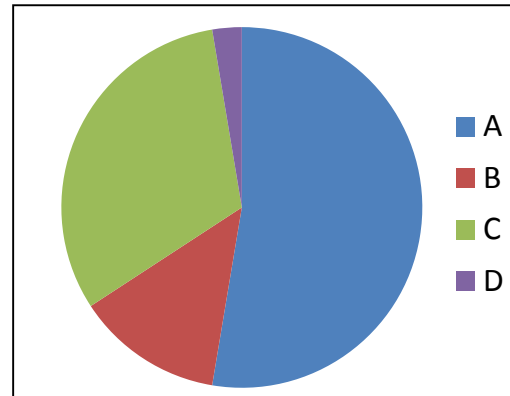


図 2-2-1 民間移行に関する意見

A の「民間移行を検討すべき」とする意見の中には、積極的に検討すべきとする意見の他に、行政のみでは実施不能という意見も含めてあります。「検討すべきだが実際には無理」という意見 2 件は C ではなく、ここに含めてあります。

B の「民間移行は考えていない」という回答には、鳥獣保護思想の普及のために実施しているとする回答や行政で実施するものと県民に認識されているとする回答も含めてあります。一方で、積極的に行政が実施すべきという意見はありませんでした。

C の「民間移行は困難」とする意見のうち、理由が書かれていた 9 件中 7 件は傷病鳥

獣救護には採算性がなく民間では費用負担が課題とし、2件は受入機関がないという意見でした。

Dの「その他」は保護管理の対象外の野生動物に人為を加えるべきではないとする意見で、これについては別途、②以降の問いの中でまとめました。

イ. 民間の受入機関の有無

受入機関の有無に関しては14自治体から回答がありましたが(表2-2-2)、ほとんどは受入機関がないか、限定的とする回答でした。

表 2-2-2 民間の受入機関の有無について

回答の概要	自治体数
受入機関はない	7
受入機関は限定的	5
民間への委託・ボランティア実施中	2

ウ. 民間移行に関する課題

民間移行に関する課題と考えられる記述は23自治体からあり、複数回答を含め、概要は表2-2-3のとおりでした。

表 2-2-3 民間移行に関する課題(複数回答)

課題の概要	自治体数
財源措置・人材・施設等	20
違法飼養の防止	3
窓口が分かると住民は判断しにくい	2
その他	4

課題として一番多い意見は、傷病鳥獣救護は採算性がない、又は経費

がかかるため、財源措置が不可欠とする意見でした。人材や施設の必要性又は単に受入機関がないとのみ記述されているものもこれに含めてあります。

違法飼養の防止が必要とする意見には行政の関与が必要という意見が1件、民間には終生飼養は認めるべきではないという意見が1件ありました。

窓口が分かると住民が判断しにくいという意見のうち1件は、住民には種の判定が難しいという内容でした。

その他の意見は、住民の理解・合意形成が必要、国による仕組み作りが必要、鳥獣保護思想の普及啓発として実施しているため行政の関与は必要、里親制度の設置が必要という意見が各1件ずつでした。

② 傷病鳥獣救護事業に関する課題について、③ 傷病鳥獣救護事業の今後のあり方、行政上の位置づけ、国に対する要望等について

これらの質問に対して自由記入形式で意見を求めたところ、「②課題について」が38自治体、「③今後のあり方、要望等について」が26の自治体から回答を得ました。これ

らの内容には重複点もあるため、両質問の回答をまとめて整理しました。

ア. 事業の課題と国への要望

事業の課題と国への要望の回答結果を表 2-2-4 に示しました。なお、①の回答で傷病鳥獣救護事業の課題として書かれていて、②、③に記述のない場合にはそれもこの集計に加えてあります。

表 2-2-4 傷病鳥獣事業の課題と国への要望等（複数回答）

自治体数	概要	具体的内容例（括弧内は件数）
14	傷病鳥獣救護の行政上の位置づけや対象種について整理・提示が必要	<p><自治体の位置づけ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行政上の位置づけを明確にして欲しい(5) ● 希少種の傷病鳥獣救護は国がやるべき(3) ● 行政でやるものと位置づけて欲しい(1) ● 行政の位置づけから救護をはずして欲しい(1) <p><対象種の選定></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象種選定の基準や指針を示して欲しい(8) ● 希少鳥獣等は少なく生物多様性保全上の意義が不明 (1)
24	資金・施設・人材の確保が困難	<ul style="list-style-type: none"> ● 人材・体制が課題(13) ● 予算・経費確保が課題(12) ● 予算・人員確保に国の支援が欲しい(6)
15	一般市民の感情の問題、認識不十分、その向上のための普及啓発が必要	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象種選定や自然の営み等に対する一般市民の理解不足、普及啓発が課題 (15) ● 国も考え方について普及啓発をしてほしい(3)
5	法規制関連	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内希少野生動植物種の安楽殺を可能に(2) ● 違法飼養押収個体の取扱い方針を示して欲しい(1) ● 終生飼養では飼養登録の適用除外を(1) ● 救護の運搬等では捕獲許可不要に(1)
3	その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症リスク・対策必要(2) ● 県獣医師会との連携(1)

イ. 傷病鳥獣救護の考え方について

①から③の回答において、傷病鳥獣救護のあり方・考え方について 19 自治体で記述があり、結果を表 2-2-5 及び図 2-2-2 に示しました。

野生動物は自然のままとするべき、あるいは、人為的原因による傷病鳥獣のみ救護対象とすべき、とする意見が9自治体で記述されていました。

行政は希少鳥獣等のみを救護の対象とすべきとする意見は、上記意見と重複も含めて8自治体からあり、そのうち3自治体は国で対応すべきという意見でした。

行政の対象種の検討が必要とした意見は、すべての傷病鳥獣に積極的救護を行う必要性について疑問を投げかける形の意見でした。

これらに対して、傷病鳥獣救護は鳥獣保護思想の普及啓発として実施しているとする記述が4自治体からあり、そのうち1件は、このため一般種の救護も意義はあると記述していました。

表 2-2-5 傷病鳥獣事業の考え方（複数回答）

概 要	自治体数	右図凡例
人為的なもののみとすべき	9	A
希少鳥獣等のみ行政で実施すべき	8	B
行政の対象種の検討が必要	1	C
普及啓発として実施	4	D

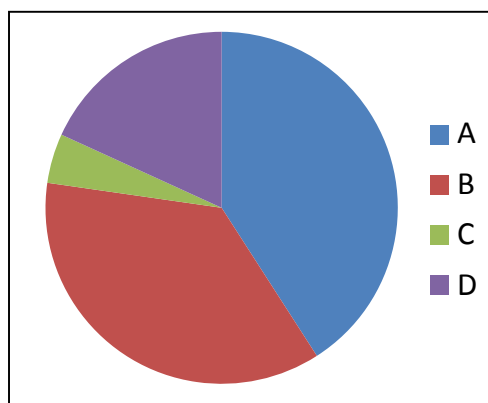


図 2-2-2 傷病鳥獣事業の考え方

第3章 傷病鳥獣救護の取り組み事例

基本指針の「傷病鳥獣救護への対応」では様々な取り組みが求められますが、ここでは、(1)一般の問合せに対応する際の留意点等、(2)傷病鳥獣個体による情報収集とモニタリングとしての活用、(3)ボランティア制度、(4)民間団体との連携、(5)鳥獣保護管理の拠点施設の運用体制や取り組みの5つの項目について説明します。これら5つの項目に関して、平成27年度に実施したアンケート調査(参考情報[5])から全国的な傾向を示した上で、具体的な事例として4つの自治体の取り組み状況を紹介します。これらの事例は、アンケート調査結果からタイプの異なる事例として抽出した福島県、神奈川県、富山県、大阪府を対象とした聞き取り調査(平成28年12月～平成29年1月実施)の結果によりまとめたものです。アンケート調査より抽出した4府県における傷病鳥獣救護体制の基本情報は表3-1のとおりです。

表3-1 聞き取り対象府県における傷病鳥獣救護体制の基本情報

対象府県	福島県	神奈川県	富山県	大阪府
特徴	県直轄で管理運営する保護センターを有し、県立研究機関と連携し調査研究等を実施。	県直轄で管理運営する保護センターを有し、県・民間が運営するボランティア制度がある。	県の指定管理者により管理運営される保護センターを有する。	救護ボランティア制度を実施。
紹介項目	(1)(2)(5)	(1)(3)(5)	(1)(4)(5)	(1)(4)
施設名	福島県野生生物共生センター	神奈川県自然環境保全センター	富山県鳥獣保護センター	大阪府動物愛護管理センター
管理運営者	(自治体) 福島県	(自治体) 神奈川県	(民間) (公財)富山県民福祉公園	(自治体) 大阪府
設立経緯	昭和56年に前身の鳥獣保護センターを県が設立(管理運営は大玉村に委託)。平成28年より野生生物共生センターとなり福島県が直轄運営。	昭和53年に前身の自然保護センターを設立。平成12年に現在の自然環境保全センターとなる。	昭和59年に設立。	平成29年8月設置。

対象府県	福島県	神奈川県	富山県	大阪府
ボランティア制度等民間との連携	ER ドクター制度 ※（公社）福島県獣医師会から推薦された獣医師による野生動物に対する初期治療のボランティア制度)	・県が運営する野生動物救護ボランティア制度。 ・NPO が運営する神奈川県野生動物リハビリテーター制度。 ・NPO（野生動物救護ボランティア、野生動物リハビリテーターを育成する団体等）と協働連携した救護体制。	指定管理者制度は平成 18 年から始まり、現在に至る。	・救護ドクター制度（平成 4 年より開始）。 ・飼養ボランティア制度（平成 11 年より開始）。

1. 行政担当者が一般の問い合わせに対応する際の留意点及びその理由

(1) アンケート調査結果による全国的な傾向

アンケート調査の結果から傷病鳥獣救護の受入窓口を公共が担っている割合が 70% 程度であった（図 2-1-1）ことから、傷病鳥獣を発見した市民の通報窓口として、行政がその役割を担っている場合が多いことがわかります。そこで、行政担当者が一般市民等からの傷病鳥獣の受入についての問い合わせに対応するため、必要な見識や生態系保全の観点からどのような点に留意すべきかを、事例を示しながら整理しました。

第 1 章 2. (1) (P.4) でも示した救護の対応に即して、救護の目的及び意義をガイドライン等で明らかにした上で、救護の対象鳥獣を明確にすることが重要です。実際に、アンケート調査では、所有者のある鳥獣や特定外来生物、被害を及ぼす鳥獣等を原則対象外とする事例が多い結果でした（表 3-1-1）。しかし、明らかに人為的な理由（交通事故、釣り糸に絡む等）による場合は受入れるとする等、ケースバイケースの対応も見られました。また、多くは自治体のウェブサイト上で傷病鳥獣を発見した際の対応方法を周知しています。ガイドラインによって救護への取組み姿勢を示している例は少ないですが、例えば京都府が公表している京都府野生鳥獣救護事業ガイドライン（参考情報[6]）では、野生鳥獣を巡る社会環境の変化と公益上の観点から、種類や救護された状況により適切に対応する姿勢が明らかにされています。

表 3-1-1 受入対象外の種類（複数回答有り）

項 目	自治体数
1. 所有者のある鳥獣	40
2. 特定外来生物	39
3. 有害鳥獣	36
4. 雛等	23
5. 野生復帰が望めない	16
6. 感染症等	22
7. 大型鳥獣やどう猛な鳥獣	9
8. その他	9

救護対象となる動物種について、「獣医学・応用動物科学系学生のための野生動物学」（参考情報[7]）では次のように記載されています。「救護活動を、人との軋轢を起こさず、生物多様性保全に資する公益性のあるものにするため、次のグループの動物は、野生復帰を目的とした救護対象としない。①市町村ごとに有害性が高いとして毎年相当数が捕獲駆除されている鳥獣（ニホンジカ、ニホンイノシシ等）、②環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれがあるイエネズミ（ドブネズミ、クマネズミ等）、③外来種（アライグマ等）、④ペット種（ノイヌ、ノネコ等）などである。しかし、青少年の教育あるいは直接の持ち込みなど人道的な理由で保護する場合は想定されるが、誤認保護等の症例で時間経過なく発見現場に戻せる在来種を除き、放野してはならず、それぞれを規制する法令に従い、安楽殺もしくは終生飼養とする。」

救護に当たっては、組織として方針を整理し、収容すべき目的や意義、救護の対象鳥獣を明確にした上で、住民からの問合せに対して、論理的かつ分かりやすい説明ができるよう、対応者自身が生態学や保全生物学に関わる見識を高めておくことや、傷病鳥獣救護の現場を知ることでも必要でしょう。野生鳥獣の生息状況や課題については、環境省発行のパンフレット「♪現代日本のイノシシ・シカ大問題♪」（参考情報[8]）や「いま、捕らなければならない理由」（参考情報[9]）、「野生動物対策の在り方」（参考情報[2]）第6章等が参考となるでしょう。

（2）一般からの問合せに対応する際の留意点等

以下に、傷病鳥獣救護に関する住民から寄せられた特徴的な意見を示し、対応する際に留意すべき点や理由について、前述の京都府野生鳥獣救護事業ガイドラインや学協

会による提言、アンケート調査で得られた結果及び専門家の意見等を踏まえて整理しました。また、「野生動物対策の在り方」(参考情報[2])の「付録 救護に関わるQ&A (202頁)」では、以下の項目以外にも終生飼養や生物多様性に係る問題等が紹介されていますので、市民からの問合せの際に参考となるでしょう。

① 巣立ち雛の保護

- ・ 巣から落下した巣立ち雛の保護依頼
- ・ 巣立ち雛を拾ったので育てたいがよいか
- ・ 巣立ち雛を拾ったが、行政が引き取りに来ないのか

(公財)日本鳥類保護連盟、(公財)日本野鳥の会及びNPO法人野生動物救護獣医師協会が継続して『ヒナを拾わないで!!』キャンペーンを実施しており、普及啓発ポスター(参考情報[10])が公開されています。

各自治体においてもこれらのポスターを利用しながら、学校や市役所等窓口での普及に努めています。問い合わせがあった場合には、市民の理解が得られるよう留意しながら、基本的にはそのまま経過を観察するか、拾った場所に戻すように対応することが適切であると記載されています。また、巣立ち前に落ちた雛については、巣に戻せるようなら戻す、あるいは簡易巣を作る等の対応方法を自治体のウェブサイトを通じて紹介している例も見られます。なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、都道府県民に対し周知徹底することが重要です。

② 外来種の救護

- ・ アライグマを救護してもらえないか
- ・ 怪我したタイワンリスを家で保護してよいか

アライグマ等の外来種は、日本固有の生態系にはもともと存在しなかった生き物です。日本の自然に持ち込まれた外来種は、天敵がない等の理由から急速に増殖して、希少な在来の野生動物を襲ったり、農林水産業に大きな被害を及ぼす等、さまざまな問題を引き起こしています。そのような外来種を助けて自然界にふたたび放すことは、地域の生態系を乱し、大切な財産である日本の自然を傷つけてしまいます。また、外来生物法では、特に影響の大きい外来種を「特定外来生物」に指定し、その飼育や野外へ放つこと等を禁じています。アライグマやタイワンリスは特定外来生物です。外来種の問題に関しては、環境省の「日本の外来種対策」(参考情報[11])や日本獣医師会の「野生動物対策の在り方」(参考情報[2])第6章2を参照してください。

外来種、特に特定外来生物の救護の通報を受けた際には、できる限り苦痛を与えない方法での致死的処分を行います。外来種に対する獣医師会の対応として「外来生物に対

する対策の考え方」(参考情報[12])を、また、日本の外来種の安楽殺処分の現状は、「野生動物対策の在り方」(参考情報[2])第6章4「コラム6-2 日本の外来生物の安楽殺処分の現状」を参照してください。

③ 被害を及ぼす鳥獣の救護

- ・ 保護対象種でない種についても、救護してもらえないか
- ・ 鳥獣による被害は地域により異なるので、被害のない地域では救護対象にすべき
- ・ 被害を及ぼす鳥獣であっても命の重さは同じなので、救護対象にすべき
- ・ 保護対象外の傷病鳥獣(被害を及ぼす鳥獣等)が保護を受けられないのはかわいそう

被害を及ぼす鳥獣を保護対象外としている場合の主な理由は、人との軋轢が増大して被害防止を目的とした鳥獣捕獲等により行政が捕獲圧を強化する一方で、行政として保護・放野するという矛盾を解消するためです。また、シカやカワウ等特定の動物の個体数が増加することによって生態系への悪影響や生息環境に負の改変を引き起こすケースもあり、生物多様性保全にも負の影響を与えています。これらの種を救護することは、外来種の放野同様に生物多様性保全に逆行する可能性があります。しかし、実際に傷病鳥獣に対峙した市民が、傷病個体が保護されない、あるいは処分されることに対して人道的な観点から嫌悪感を持つことは十分考えられます。問い合わせがあった場合には、人と野生鳥獣を巡る現状についての理解が得られるよう留意しながら、野生鳥獣との適切な関わり方について丁寧に説明し、基本的にはそのまま経過を観察するように対応します。被害を及ぼす鳥獣等在来種の問題に関しては、「野生動物対策の在り方」(参考情報[2])第6章1を参照してください。

④ 人為的な原因以外の救護

- ・ カラス等により攻撃され弱った鳥の保護依頼
- ・ 北帰行しないでとどまっているハクチョウの保護依頼

山野に生息する鳥獣は他の生物を捕食・採食しながら生と死を繰り返すことで生態系が成り立っており、人間が不必要に介入することは避けるべきという点に理解が得られるように丁寧に説明します。基本的には経過を観察するよう指導します。

⑤ 人為的な原因による救護

- ・ 飼い猫による攻撃で傷ついた野鳥の保護依頼
- ・ 漁網や防護網等へ絡まった野鳥の保護依頼
- ・ ネズミ用粘着テープに絡まった個体の保護依頼

都市やその近郊等、人間と野生鳥獣の活動域が重なる場所においては、交通事故等、人間の活動により直接的又は間接的に影響を受けた原因によって、野生鳥獣が傷病鳥獣となり得ます。特に希少鳥獣等では人為的な原因による傷病や死亡は、直接絶滅へとつながる可能性があります。

人間によって負傷した動物を救護することが人道的な行為であるとする考え方がある一方で、救護される野生動物には、生態系・農林水産業等の被害対策のために積極的に捕獲し、個体数を調整している種等も含まれることから、対象種の選定等の効率的な救護による公益性の確保も求められています。従って、地域の実情や救護時点の状況、公益性の確保等を考慮しながら、保護収容を検討することが重要となります。

⑥ その他

- ・ 保護してしまっただけからの連絡が多く、自然に帰すよう説得するのに苦慮する
- ・ 傷病鳥獣を役所の職員に搬送して欲しい、死亡した傷病鳥獣を役所の職員に廃棄して欲しい（鳥獣が怖い、汚いので触りたくない）
- ・ ケガや衰弱した個体を保護する施設はないか

傷病鳥獣の搬送については、アンケート調査の結果から発見者に協力を要請している自治体が大半を占めていますが、大型獣や捕獲の際に危険を伴う場合や感染症対策が必要な場合はもとより、鳥獣種や救護が適切であることを確認の上で捕獲許可を受けている行政担当者が搬送を行わなければいけません。なお、保護収容に携わる行政担当者は、あらかじめ捕獲許可手続きが必要となる点に留意してください。

傷病鳥獣を保護収容する施設等については、自治体ごとに鳥獣保護センターや動物園、獣医師会及び協力獣医師等と連携していることが多いことから、連絡体制を整える必要があります。また、問い合わせに対して、保護した場合にも治療の過程や放野までに死ぬこともあり得ることを事前に説明しておくことが重要です。

（３）地域における取組み事例

京都府では、京都府野生鳥獣救護事業ガイドライン（参考情報[6]）をウェブサイトで公開し、救護事業の関係者に野生鳥獣救護に関する京都府の基本的な考え方を示しています。ここでは、府民からの問合せに対応する事例として、本ガイドラインから抜粋して紹介します。

また、傷病鳥獣救護に関する住民からの問合せに対応する際の受入体制や傷病個体の扱い等について、福島県、神奈川県、富山県、大阪府に聞き取り調査を行った結果を紹介します。

① 京都府（「京都府野生鳥獣救護事業ガイドライン」（参考情報[6]）より）

ア. 問合せへの対応

救護事業は、府民等が傷病鳥獣等を発見し、救護を要請することから始まります。府民等からの相談や問い合わせに対しては、発見時の状況、鳥獣の状態をよく聞き取り、救護すべきかどうか、適切に判断し、助言をしていく必要があります。

(a) 種の特定

種名を聞き取り、救護対象種であるかの判断を行います。わからない場合は現地で確認するか、持込みを依頼する等により確認する必要があります。

(b) 救護対象外種の取扱い

発見者に京都府の救護事業では救護できない旨を説明し、その場に戻すか、安全な場所へ移動するよう依頼してください。

(c) 死亡野鳥等の通報者への対応

京都府では、死亡野鳥から鳥インフルエンザが検出された事例もあり、特に冬期を中心に府民等から死亡野鳥に関する問い合わせを受けることがあります。野鳥は様々な細菌や寄生虫を持っていることがありますので、発見者へは、直接手を触れないように注意すること、触れた後は「手洗い」や「うがい」をするよう指示をお願いします。処分する場合はビニール袋に入れ、封をして一般ゴミとして廃棄するのが一般的ですが、廃棄方法は自治体により異なる場合がありますので、管轄する市町村の衛生担当部署に相談するようにしてください。

イ. 救護の必要性の有無についての判断

(a) 一般的な判断

救護事業の対象となる鳥獣であっても、状況により救護すべきでない場合があります。

窓ガラス等へ衝突した場合、特に骨折や出血等の外傷が見られないときは、脳しんとうにより一時的に動けなくなっているだけの可能性があり、数分から数時間、様子を見る必要があります。出血した痕はあっても現在は止血している場合や、飛行や歩行等に障害を起こさない程度の傷であれば、救護の必要はありません。

また、傷病が明らかでも、逃げ回るほどの体力がある鳥獣を無理に捕獲する必要もありません。

野生鳥獣にとって人は恐ろしい天敵であり、人に捕獲、運搬されたり、救護施設で治療を受けることは、鳥獣にとって大きな負担であり、そのショックで死亡することさえあることを救護者は認識する必要があります。そのため、軽い傷病での救護は必要ないと判断すべきです。

(b) 野鳥のヒナや幼獣を見ついたり、保護した場合

5月から8月にかけては鳥類の繁殖時期に当たり、野鳥のヒナを保護したという問い合わせが非常に多くありますが、その中には飛行訓練中のものや、親鳥に餌をもらうのを待っているヒナがかなり含まれています。それらのヒナは正常な巣立ちの過程にあり、人間が保護することは「誘拐」に当たるため、発見者に対しては速やかに元の場所に戻すように指導してください。ヒナが車道等の危険な場所にいたり、カラスや野良猫に襲われる恐れがある場合は、茂みの中や枝の上等の安全な場所に移動させるよう指導します。

また、獣類についても、ニホンジカ、カモシカ、ノウサギやタヌキ等は、授乳中の幼獣を茂み等に隠し、餌を採りに出かけることがあります。これらの幼獣を親とはぐれたものとして保護することも「誘拐」に当たるため、発見者には速やかに元の場所に戻すように指導してください。

野鳥のヒナや幼獣は自然の中で自立して生きていくため、親から飛び方、餌の採り方、危険からの回避方法等を学び取る必要があります。人がそれらをヒナや幼獣に教えることはできません。そのため、人間が救護し成鳥・成獣まで飼育したヒナや幼獣が、自然に復帰し自立して生きていける可能性は極めて低く、救護事業の目的である自然への復帰が見込めないことから、救護事業ではこれらのヒナ、幼鳥及び幼獣は救護の対象としていません。

ウ. 死亡鳥獣が発見された場合

発見者に埋葬若しくは廃棄するよう指導してください。廃棄する場合はビニール袋に入れ、封をして一般ゴミとして廃棄するのが一般的ですが、廃棄方法は自治体により異なる場合がありますので、管轄する市町村の衛生担当部署に相談するようにしてください。

エ. 傷病鳥獣の受入

府民から傷病鳥獣救護の依頼があった場合、鳥獣種、状況から判断して救護が適切と判断される場合は、当該個体を救護施設へ受入れ、自然復帰のための処置を施すこととなります。

傷病鳥獣の発見場所から各救護施設への搬送は、発見者の善意の協力により行っているためです。ただし、猛禽類、サギ類、獣類等の捕獲時に救護者がケガをするおそれのある鳥獣を救護する場合は、自治体の関係部局又は市町村の職員が引き取り、搬送等に協力することがあります。

誤認救護等の救護が適切でない鳥獣が搬送された場合は、発見者により救護場所付近へ放鳥獣するよう指導してください。

オ. 救護者への普及啓発等

京都府では救護事業の目的として、救護者へ鳥獣保護に関する正しい知識の普及啓発を行う機能を重要視しています。各救護施設においては、傷病鳥獣受入れの際に、救護者へ野生鳥獣との適切な関わり方についての普及啓発や事業、今後の治療等について十分な説明を行っていただくように御協力をお願いします。

(a) 普及啓発

鳥類のヒナや幼獣を誤認救護したり、救護対象外種を救護した救護者に対しては、今後の救護を抑制するため、救護に対する京都府の考え方等について、普及啓発に御協力ください。

(b) 処置に関する説明

救護者は、傷病鳥獣の救命への期待が大きいため、救護者に対しては傷病鳥獣を受入れた後、治療や自然復帰までに想定されることについて、あらかじめ説明を行い、理解を得るように努めてください。

なお、説明すべき内容としては、以下の項目を参考としてください。

- ・ 京都府の救護事業では、救護した個体内、自然復帰できたものは3割程度であり、その中でも、自然の中で自立し、継続して生きていける個体はさらに少ないこと。
- ・ 多くの野生鳥獣にとって、天敵である人に捕獲されたり飼育されることは大きなストレスであり、救護鳥獣によってはそれらのストレスや環境の変化によって突如、死に至る場合があること。
- ・ 獣医師の診断の結果、手の施しようのないほどの重傷を負っていると判断した場合や、自然に返すことが困難な場合には、やむを得ず安楽死させることがあること。

② 福島県野生生物共生センター（公共施設）

ア. 受入体制

- ・ 現在は野生生物共生センターのスタッフ4名で対応にあたっている。鳥獣保護センターの時代からのスタッフもおり、一般の方等から問い合わせがあれば、救護対象種の有無や傷病状態を確認し、受入対象かどうかを事前に確認した上で県自然保護課へ連絡している。
- ・ 現在救護受入要請があれば、県の出先機関（地方振興局等）が引き取りに行き、出先機関により運搬されるか、民間の運搬業者と契約して運搬されてくる。また、一般の方や市町村職員が直接センターへ運搬することもある。

- ・ 野生鳥獣を救う、という事態に関わることは県民にとって重要な環境教育の機会となっている。また、野生生物共生センターのスタッフは野生動物のハンドリング技術を取得する、またとない機会である。ハンドリングについては、動物管理員（嘱託員4名）がメインで対応にあたり、治療や術後経過については獣医師2名が対応に加わる。野生鳥獣の引き取りについては、引き取りの判断、一般の方からの連絡対応（土日含む）、センターでの引き取り等、様々な場面で共生センターのスタッフが関わることになる。傷病鳥獣個体がたとえ死亡したとしても、その原因を究明し、サンプルを採取することでデータを蓄積するモニタリングの機会だと捉えている。

イ. 救護個体の扱いについて

- ・ 野生生物共生センターで救護対象外としているのは、幼鳥・幼獣、外来種、被害を及ぼす鳥獣（一部）等である。
- ・ 過去には、農業被害発生原因となるハクビシンの救護依頼が多くあり、受入れても放野する場所の選択に苦慮した経緯がある（直近では救護実績なし）。
- ・ 人為によるかそうでないかで仕分けはしているが、受入れるかどうかの判断に際しては、動物種、場所、状況等を総合的に勘案したうえで判断している。判断のために重視しているのは、対象となる動物にとって最も良い選択をとれるようにすること、またそのために通報等をしていただいた方に教育的な面も含めてご理解いただけるようにすることである。
- ・ 終生飼養、安楽殺の判断基準は野生生物共生センターで定めているが、獣医師が最終決定する。安楽殺の場合、生活の質の維持が望めない等も判断基準の一つである。また、希少種であるからといって即、終生飼養する、というものでもなく、飼養の意義があると判断された場合に行う。

③ 神奈川県自然環境保全センター（公共施設）

ア. 受入体制

- ・ 電話での対応については、自然保護課の職員の誰が電話を受けても同じように対応できるよう、電話対応マニュアルを整備している。
- ・ 電話対応においては、事務的に話すと誤解を生むこともあるため、相手の話をよく聞くようにして臨機応変に対応している。
- ・ 持ち込み者が持ち込んだ鳥獣のその後を知りたいと、再来所を希望することがあるものの、原則受け付けていない。

イ. 救護対象種と救護個体の扱いについて

- ・ 救護対象種外としているのは特定外来生物、ドバト、カラス等。
- ・ 人為的な原因以外も傷病鳥獣は受入れている。ただし、特定外来生物、ドバト、カラスは受入れ対象外としている。
- ・ 雛については、巣内雛の場合は巣に戻せるようであれば戻すか、あるいは簡易な巣を作って近くに設置してその中に入れてみるなどをしてもらって、それでもダメな場合は持ち込んでもらう。巣立ち雛は誤認保護につながるので、怪我をしている様子がなければそっと見守ってもらう。
- ・ 安楽殺は、回復の見込みのない鳥獣について、2名の獣医師職員で判断した後、所内決裁をとったうえで実施しているが、その事例は少ない。現状では、放野不能個体（羽根や足の骨折、奇形、事故による後遺症等）の殆どが終生飼養となってしまうことから、客観的な判断をするためにも安楽殺のガイドラインの必要性を感じており、今後作成していく予定である。

④ 富山県鳥獣保護センター（富山県から委託されている指定管理者）

ア. 受入体制

- ・ 問い合わせが最も多い雛の受入れは、自然の摂理等を説明し、原則受入れないこととしている。ただし、巣に戻せないなどの理由から受入れざるを得ない場合もある。
- ・ 県作成の対応チャートに基づき対応しているが、事務的な対応をしても反発を受けることがある。救護者の心情を尊重しつつ、救護の現状や具体的な事例等も交え説明をするように心掛けている。
- ・ 救護対象は人為的な原因でケガや病気になった野生鳥獣と定めているが、人為的かどうかの判断がつかない場合は受入れを行っている。

イ. 救護対象種と救護個体の扱いについて

- ・ 救護対象外としているのは、特定外来生物、被害を及ぼす鳥獣等。対象外鳥獣は被害防除等を目的とした捕獲を実施しており、救護対象種とするには矛盾が生じるため。
- ・ 救護対象外種はウェブサイトで周知している。

⑤ 大阪府

ア. 受入体制

- ・ 農林水産業被害や生活環境被害の原因となっている鳥獣の救護に関する問い合わせに対しては、被害を及ぼす鳥獣の現状を説明した上で救護対象とならない旨を説明。

- ・ 大阪府では野生鳥獣は自然のままに、という基本姿勢をとっており、収容することが野生鳥獣にとって必ずしも好影響となるわけではないことを説明している。
- ・ 普及啓発については、野鳥のヒナの誤認救護の防止を各種イベントにおいて呼びかけている。また、動物愛護管理センターにおいても、野生鳥獣との適切な関係等の普及啓発をする予定である。

イ. 救護対象種と救護個体の扱いについて

- ・ 救護の対象は鳥獣保護管理法に規定されている野生動物であり、主として人為的な事故（交通事故等）により傷ついたもの。ただし、原則として農林水産業被害や生活環境被害の原因となっているものを除く。
- ・ 傷病鳥獣を収容する場合には、府から救護ドクター（民間の飼育動物診療施設の獣医師で構成される）に依頼する。制度については、市町村や警察にも周知している。収容後の経過についての問い合わせには、救護ドクター等の負担になるので応じていないことを予め説明している。

2. 傷病鳥獣からの情報収集とモニタリングとしての活用

救護・死亡個体から、生息環境における変化を把握するための様々な情報を得ることができます。これらの情報は、適切な集計・分析・有効活用によって傷病の原因究明や環境の監視をすることも可能です。しかし、モニタリング目的で計画的に捕獲や材料採取される動物と異なり、救護動物には場所や時期、種や齢構成に関わる偏り（バイアス）が生じ得ること、等を踏まえた慎重な解析が必要になります。

都道府県によっては、種や保護された場所、救護原因や治療結果等が取りまとめられ、個体の繁殖状況や感染症等に関するデータとして活用されているケースがあります。今後、統一フォーマットの導入によるデータベース化等を進め、データの活用への取組みを行うことが求められます。

生態系に大きな影響を与える化学物質等の環境モニタリングの対象には、DDT や PCB のような環境ホルモン様作用（内分泌かく乱作用）をもった有機塩素化合物や、ダイオキシンのような発がん性物質、水銀や鉛、カドミウム等の重金属、農薬や有機溶媒による土壌や地下水脈への浸透等の化学物質による環境汚染、またウイルスや細菌、寄生虫等による感染症の蔓延や人獣共通感染症の発生等があり、野生動物だけでなく、人間にとっても危険なものになっています（「野生動物救護のあり方」（参考情報[13]））。

(1) アンケート調査結果による全国的な傾向

傷病鳥獣救護個体からデータを収集しモニタリングに活用している取組み事例はまだ少なく、アンケート調査で何らかのデータを収集していると回答したのは9自治体でした。そのうち、最も多かった回答は死亡野鳥の鳥インフルエンザの検査の9件でした(表3-2-1)。

表3-2-1 データ収集・モニタリング

項目	自治体数
1. 死亡野鳥の鳥インフルエンザの検査	9
2. ダイオキシン類や化学物質の体内濃度測定	1
3. 重金属類の体内濃度測定	2
4. 死亡の原因究明のための病理学的検査	0
5. その他	2

(回答数：9自治体)

(2) 傷病鳥獣個体のデータ収集と活用に向けて

救護活動に伴って得られる情報は、適切に集約・分析・有効活用できれば環境モニタリング的な役割を果たすと考えられますが、現状ではデータを収集して積極的な活用を進める取組みは不十分だと言えます。したがって、データの収集・分析を効率的、効果的に実施できるような体制づくりをめざし、傷病鳥獣の情報の蓄積・活用が図れる体制を構築することが望まれます。その第一歩として統一フォーマットの導入によるデータベース化等を広く進め、データの収集・分析を円滑に進められる取組みを行うことが求められます。

① 傷病鳥獣個体から収集可能な情報

重金属やダイオキシン類等の環境汚染物質や環境ホルモン(内分泌かく乱作用をもつ化学物質)の蓄積に係る情報等の化学的情報の他、外部形態や年齢や繁殖に係る情報といった生物学的情報も収集可能です。さらに常在微生物叢、薬剤耐性菌保有、病原体保有や感染症の動向に係る情報等の微生物学的情報も収集が考えられます。

救護原因に係る情報を集積することで、野生個体群の保護管理に還元できる場合があります。例えば、北海道におけるオオワシ・オジロワシの鉛中毒問題は救護事例から顕在化し、原因の鉛は被弾して放置されたエゾシカの死体に由来することが判明して、北海道のエゾシカ猟での鉛弾使用禁止等の措置がとられました(「野生動物対策の在り方(中間報告)」(参考情報[14]))。

② データ活用へのプロセス

データ活用のプロセスとして、「野生動物対策の在り方」（参考情報[2]）第 8 章 5(4) では、次のように説明されています（概要）。

ア．活用目的の検討（野生動物の基礎データとしての活用、予防的活用）

効率的なデータ収集を進めるために、あらかじめ活用目的を検討しておく。

イ．収集への準備（全国共通フォーマットの提唱、収集システムの整理と収集方法の検討）

活用目的や労力等を考慮して具体的な収集方法や項目を検討する。全国共通のフォーマットがあれば、効率的にデータが活用でき、活用範囲も広がる。これからデータベース化する都道府県は、できるだけ共通のフォーマットを使用することが望ましい。共通フォーマットを作成する上で注意すべき点は、収集項目が多ければ多くの情報が得られるが、収集の労力は大きくなり、また、フォーマットが複雑すぎれば、ヒューマンエラーにもつながるので、十分に検討する必要がある。

ウ．救護の現場でのデータ収集の徹底

記入漏れや誤りのないように注意し、種の同定が困難なときは、写真を撮影しておく等の工夫をする。

エ．通報システムによるデータ収集

インターネットを利用した情報の登録システムを構築することにより、市民の協力の下、迅速な情報収集とその後の対応につながる。

オ．データセンターの重要性

収集したデータを効果的に活用するためには、データを集積して解析し、使用に耐える形にしてアウトプットするデータセンターの整備が必要である。

③ 統一フォーマットの項目例

野生動物の保護管理施策の推進を目的とした情報記録票を作成する場合、都道府県レベルで記載様式を統一し、より広域的に記載方法を共通化することで、データの有効利用を可能にすると考えられます。しかし、救護の現場では、傷病個体の対応等で多忙であり、限られた予算は治療や飼育に優先的に使用されることが多いため、基本的なデータの収集から手がけ、それをデータベース化し、活用出来る体制を整えることが重要です。

基本的な項目として、救護年月日、救護地点、種名、負傷の状況、傷病原因、処置、転帰が挙げられます。情報記録票の事例として、神奈川県で使用している「神奈川県傷病鳥獣保護記録票」（「参考資料 4．記録票（統一フォーマット）例」参考）のようない

定の書式に従ったデータ収集が全国規模で実施できれば、保護管理施策への貢献が可能となるでしょう。

④ 解析に伴う注意点

傷病個体から得られるデータには、サンプル数不足・性や年齢等の偏り（サンプル集団が母集団を反映しない）、投薬・給餌後のサンプリング（データが野生下での状態を反映しない）、サンプリング方法・手技のばらつき等に起因するバイアスが存在しているものも多くあり、これを踏まえた慎重な解析が必要になります。

（3）全国での取組み事例：鳥インフルエンザ、鉛中毒、大量死調査

全国レベルでのモニタリングの事例として、都道府県が環境省と連携して実施している鳥インフルエンザの検査及び環境省が全国的な調査を行っている鉛中毒に関する調査があります。

① 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザは、その感染力の強さ、家きんに対して高致死性を示す病性等から、家きん産業に及ぼす影響は甚大で、家畜伝染病予防法の対象疾病の一つとなっています。また濃密な接触を通じて人にも感染します。海外では野鳥の大量死も発生しており、国内の希少野生鳥類への影響も懸念されています。日本においては平成 16 年以降、断続的に感染が確認され、野鳥においても、特にツル類の集団越冬地である鹿児島県出水市での発生等、平成 22 年度、平成 26 年度、平成 28 年度には全国各地で感染が確認されています。

環境省では、希少鳥獣や個体群の保全の観点、生物多様性の確保の観点並びに人や家畜等への感染予防及び感染拡大の防止の観点から、都道府県と連携して、高病原性鳥インフルエンザの早期発見と円滑な対応を行うために、定期糞便調査と死亡野鳥等調査により野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスのモニタリングを実施しています。傷病鳥獣救護個体もこのモニタリングの対象となります。詳細は「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（参考情報[15]）や「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」（参考情報[16]）を参照してください。このマニュアルでは、発生時における保護収容施設等（鳥獣保護センター等）での受入や対応の指針等も示しています。

また農林水産省では、家きんへの感染及びまん延防止のために「高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染防疫指針」（参考情報[17]）を公表しており、施設の防疫管理や消毒等の参考となります。

② 鉛中毒

鉛中毒の一つは、狩猟に用いる鉛散弾、釣りの鉛おもりの誤食によるものです。これまで症状が見られた種として、ハクチョウ類やガン・カモ類、アビ、シギ・チドリ類等があります。また鉛ライフル弾や鉛散弾を体内に持ったまま死んだ動物（シカや鳥類）を食べた猛禽類が罹る二次的な鉛中毒も報告されています。症状として肉眼的には、迷走神経麻痺による食道、腺胃と筋胃の梗塞、貧血、緑色下痢、胆のう拡張や筋胃粘膜と肝臓着染が認められ、慢性の場合は衰弱します（「獣医学・応用動物科学系学生のための野生動物学」（参考情報[7]））。

環境省では、保護収容施設等から提供された猛禽類・カモ類等の傷病個体の検体を用いて鉛濃度測定を実施し、鉛汚染が確認された事例をまとめています（参考情報[18]）。この調査において平成18年度～25年度における北海道以外で鉛中毒と判定された事例は、平成21年度の調査におけるオオタカの1例のみでした。一方、北海道による調査では、傷病個体として収容されたオジロワシ、オオワシに鉛中毒の原因で収容された個体が毎年確認されています。

③ 野鳥大量死事例の死因調査・研究

国立研究開発法人国立環境研究所において、調査研究の一環として一定の条件を満たす場合に、高病原性鳥インフルエンザ以外の野鳥の死亡原因の検査を実施しています。環境省及び都道府県鳥獣行政担当部局等では、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（参考情報[15]）に準じて、野鳥での高病原性鳥インフルエンザに関するサーベイランスを実施しており、年間を通じて全国での死亡野鳥における鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を実施しているところです。

しかし、大量死でありながら鳥インフルエンザの検査で陰性の場合があり、その他の死因解明の要望もあったことから、国立環境研究所が、絶滅危惧野生動物の個体数減少を引き起こす可能性がある感染症及びその他の要因について調査・研究する一環として、都道府県等からの任意の調査依頼により、野鳥の大量死の幅広い死因調査を合わせて行っています。

（４）地域における取組み事例

傷病鳥獣救護個体からデータ収集を実施している例として、福島県からの聞き取り調査をまとめました。

① 福島県野生生物共生センター（公共施設）

ア. 放射線モニタリング

福島県では、原発事故により拡散した放射性物質のため、それらが野生動物に与える影響について長期にわたる調査が必要となることから、野生生物共生センターで行われる野生動物の保護管理及び救護活動を通して得られた検体に対して、獣医師の専門的知見や技術を生かした放射性核種濃度モニタリングや野生動物の生息状況についての調査研究等を、環境創造センター（研究部）や県自然保護課と連携して実施している。

生物多様性の確保の観点から生態系における放射性核種の移行等を把握することを目的として、筋組織、内臓組織及び血液サンプルを採取・保管し、サンプルライブラリーの構築に努めている。

放射性核種濃度モニタリングを実施する一方で、これまでの取組みを継続し、傷病野生動物を用いた地域の環境汚染の調査・研究に取組み、それらのデータを蓄積し、活用する体制を整備している。

イ. 鳥インフルエンザ対策

野生生物共生センターに搬送された死亡個体については、環境省が定めている高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づき簡易検査を実施している。簡易検査では、気管スワブ及びクロアカスワブを採取し、専用キットにて感染の有無を検査する。

現地から感染の疑いのある衰弱個体の報告があった場合は、獣医師が写真等で状況を確認し、必要に応じて現地で確認・対応することとしている。

3. 傷病鳥獣救護に関するボランティア制度

適切な普及啓発活動は、市民の意識や行動に変化をもたらし、生物多様性や生態系の保全への大きな力となります。その意味で、ボランティア等による傷病鳥獣救護は、獣医師や救護経験者等が適切に関与し対応することで、生物多様性保全等の理解についての貴重な環境教育の機会となります。また、講習会や研修会を通して、野生動物と人との軋轢や生態系の仕組み等を理解することで、個体レベルでの経験が、生態系や生物多様性レベルの理解へと広がる可能性もあります。一方で、救護個体を活用した環境教育は、生体の取扱いや教育方法を誤ると、不適切な理解に繋がる可能性もあることから、青少年を含めた人材育成の観点から丁寧な解説や柔軟な対応が必要です。また、一般家庭での飼養は、感染症や動物福祉の問題、観念的ペット化等様々なリスクが存在するため、行政による一定の指導監督も必要です。

(1) アンケート調査結果による全国的な傾向

傷病鳥獣救護に関するボランティア制度について、アンケート調査の結果（H27年度結果から一部訂正）で制度を有すると回答した自治体は21件でした。また、これらの制度を有する全ての都府県において登録制度を導入していました。登録制度において、更新の仕組みがあると回答した自治体は10件でした。ボランティアの業務内容については、「リハビリテーション」や「終生飼養」を担っている事例が多くを占めていました（表3-3-1）。

表 3-3-1 業務内容

項目	自治体数
1. リハビリテーション	16
2. 終生飼養	13
3. その他	6

ボランティアに登録する要件としては、県内在住者であること、成年者であること、十分な収容施設や設備を有し、責任をもって保護収容できること、とする他に、行政機関や指定医等から推薦を受けることや、県もしくは受入先の機関が実施する講習会を受講することを義務づける自治体もあります（表3-3-2）。なお、登録したボランティアが自己負担する経費は、飼養にかかる飼料代やかご代、運搬にかかる諸費用等です。

表 3-3-2 傷病鳥獣救護に関するボランティアの登録制度について

県名	更新 手続	資格要件	登録手続き
岩手県	有	(1) 岩手県内に在住していること (2) 募集の日現在で18歳以上であること (未成年者にあつては、保護者の同意を得るものとする。) (3) 幼傷病野生鳥獣を、一定の期間、責任を持って保護飼養できる意志を有すること (4) 鳥かご等の飼養用具又は飼養施設を有すること (5) 近隣住民とのトラブル等の生じるおそれがないこと (6) 飼養中いかなる事態が生じた場合でも、本人が責任をもって対処できること	飼養ボランティア（自宅で保護飼養を行う） 本人による申込→県出先機関の推薦→県自然保護課による委嘱 一般ボランティア（鳥獣保護センターで保護飼養の補助を行う） 本人による申込→県自然保護課から総括課長へ進達
宮城県	有	県内に住所を有する。20歳以上、飼育用具を所持している。	申し込み

県名	更新 手続	資格要件	登録手続き
栃木県	有	県が開催する傷病野生鳥獣救護ボランティア講習の受講	左記受講者のうち、登録申請書を提出した者
埼玉県	有	(1)埼玉県内に在住する満 20 歳以上の個人又は埼玉県内に事務所を置く法人であること。 (2)十分な収容施設・設備があること。 (3)傷病野生鳥獣が野生復帰できるまで、責任をもって保護飼養できる意志及び能力があること。 (4)保護飼養中に生じる事態（例：近隣住民等との間のトラブル、ケガ、動物由来感染症への感染、家財等の破損）について、責任をもって対処できること。 (5)保護飼養中の必要経費を自己負担できること。 付帯条件：鳥獣の飼育経験	登録申請書の提出、委嘱状交付
千葉県	無	県内在住で野生動物の保護、自然保護に関心があり、救護野生動物の世話が割ける。	ボランティア登録申請書を県自然保護課へ提出→県から登録証の交付
東京都	有		年に 1 回、意向確認にて更新。現在、新規の受付はしていない。
神奈川県	有	傷病鳥獣保護ボランティア講習（及び体験）の受講	2 年間で登録を更新する。
石川県	有	傷病鳥獣救護ボランティア養成講座の受講	登録申請書の提出
山梨県	有		希望者は鳥獣センターへ申込み、鳥獣センターで治療・飼養を指導
福井県	無		県に申請書を提出し、講座を受講する。
長野県	無		「登録申請書の提出」
静岡県	無		県自然保護課へ直接申込み
三重県	無		希望者を登録する。
滋賀県	無		保護医、保護団体等から推薦のあった傷病野生鳥獣の保護飼養を希望する者の中から基準を満たすもの
京都府	無		京都府に事前登録された方に対象鳥獣を斡旋する。現在新規の受付はしていない。
大阪府	無		ボランティア登録申込書の提出をし、面談の結果適格と判断されるものを登録。

県名	更新 手続	資格要件	登録手続き
奈良県	有	(1) 県内在住者であること (2) 責任をもって自然復帰あるいは死亡するまで飼養できること (3) 十分な収容施設があること (4) 近隣住民とのトラブルを生じるおそれがないこと (5) 満20歳以上であること (6) 当該鳥獣を第三者に譲り渡さないこと (7) 保護飼養中の必要経費を自己負担できること、など	登録申込書を県に提出する。
鳥取県	無		登録等申出書の提出
徳島県	無	(1) 県内に在住していること (2) 十分な収容施設を要すること (3) 搬送手段が確保されていること (4) 責任を持って保護飼養できる能力を持っていること (5) 近隣住民への理解が得られること	登録申込書に記載し、県に提出
大分県	無	市町村長、獣医師会もしくは保護団体等からの推薦	上記推薦を受けたことが記載された申込書を本人が提出
沖縄県	無	(1) 傷病野生鳥獣が回復し野生復帰できるまで、責任をもって保護飼養できる意志および能力があること。 (2) 十分な収容施設・設備があること。 (3) 近隣住民等とトラブル等を生じるおそれがないこと。 (4) 当該鳥獣を、第三者に譲り渡さないこと。 (5) 満20歳以上であること。 (6) 学校については、過去数年間に鳥類等を飼育してきた実績のある学校あるいは環境学科等の専門的な学科のある学校であること。	保護飼養ボランティアを申し込んだ者で、前述の要件を満たす者として知事が認めた者を保護飼養ボランティアリストに登録する。

(2) 地域における取組み事例

神奈川県は、傷病鳥獣保護体制は、傷病鳥獣保護施設として県の自然環境保全センター、市立動物園（4施設）、県獣医師会及び横浜市と川崎市獣医師会、さらに市町村と県の出先機関から構成されています。これらの関係機関等で構成される「傷病鳥獣保護連絡協議会」は、1年に1回、県が事務局となって定例会を開催し、各機関、県民が抱える課題を共有しています。

同県では、傷病鳥獣の救護活動を通して、自然のしくみや生物多様性の重要性、保護思想等の普及啓発を目的として、自然環境保全センターが管理する神奈川県野生動物救護ボランティア制度と民間NPOが運営する野生動物リハビリテーター制度が設けられています。以下では、二つの制度の特徴について、従事者からの聞き取り調査をまとめました。

① 神奈川県自然環境保全センター（公共施設）

ア. 経緯

- ・ ボランティア制度は、傷病鳥獣の受入れが増えてきて、受入れた野生鳥獣を自然に戻すまでの飼養管理やリハビリテーションのお手伝いをしてくれる人が必要となってきたことから、平成 9 年度から開始された。

イ. 運用体制

- ・ ボランティア登録の希望者については、年に 1 回開催する講習会（同じ内容で連続して 2 日間開催されるので、どちらか都合の良い日を受講）を受講した後、自主研修を傷病鳥獣のケア（世話）中心に 3 日間行う。募集人員は年に 40 名。平成 29 年 4 月 1 日現在のボランティアの登録者数は約 233 名。
- ・ ボランティア講習会は原則中学生以上を対象としている。研修では法規、野生動物救護の理念と目的、人獣共通感染症について、体験と見学等 1 日かけて講義を実施している。研修は、県、一般社団法人神奈川県獣医師会、NPO 法人野生動物救護の会の共催であり、主催者が講師を務める他、外部に委託している講義もある。
- ・ ボランティアは 3 つに分類され（一般ボランティア、短期飼養ボランティア、長期飼養ボランティア）、受講後登録したボランティアは最初一般ボランティアとなって活動し、その後希望により短期飼養ボランティア、長期飼養ボランティアになってもらっている。

ウ. ボランティアの活動

- ・ 長期・短期飼養ボランティアは、当センターでの活動経験をある程度積んでもらい、ケアの仕方を習得した人を中心をお願いしている。長期飼養ボランティアは放野不能個体の終生飼養となるため、飼養期間が場合によっては長期にわたること、飼料代や治療費が自己負担となること等を理解したうえで、それでも飼養出来る方をお願いしている。長期飼養ボランティア・短期飼養ボランティアはともに県内在住者に限る。
- ・ 野生動物救護ボランティアの中から NPO 法人野生動物救護の会が立ち上がり、団体としても当センター内でのボランティア活動にとどまらず、独自にイベントでの普及啓発活動や、小学校への出張授業、機関紙の発行等幅広い活動を行っている。但し、野生動物救護ボランティアが必ずしも野生動物救護の会の会員というわけではなく、個人として活動している人も多い。

② 野生動物救護獣医師協会（WRV）の神奈川県野生動物リハビリテーター（民間団体）

ア. 経緯

当初、傷病鳥獣救護に関係する神奈川県内の機関では、それぞれ以下のような課題を抱えていた。

県の傷病鳥獣救護施設：専属人員不足、保護現場での対応ができない。

獣医師会：動物病院を経営しながらのボランティア活動。野生動物の専門知識を持ち合わせているとは限らない。

市町村・県出先機関：専門的な知識を有さない。

県民：相談先がわからない、遠方だと搬送ができない。

野生動物救護獣医師協会（以下、「WRV」という。）神奈川支部は県内の各機関や県民が抱える課題の受け皿として機能し、これらの課題を市民の立場で解決していくという姿勢から神奈川県野生動物リハビリテーター（以下、「リハビリテーター」という。）制度を立ち上げた。

イ. 運用体制

- WRV 神奈川支部は傷ついた野生動物を治療、リハビリして再び野生に帰す獣医師団体として発足した。さらに、獣医師だけでなく市民自らも野生動物の理解を深め獣医師と共に野生復帰を補助する技術を身につけることができるよう、リハビリテーター制度を平成 17 年に創設した。
- リハビリテーターはWRV 神奈川支部が開催する養成講座（講義 2 日間、実習 3 日間）を受講し、試験を経て登録される。これまでの認定者数は 250 名を超える。更新は 2 年ごとに行う。更新の際にも講習を受講することを義務づけている（平成 28 年度の更新認定者数は約 80 名）。
- リハビリテーター養成講座の内容は全国に適用できるものであり、講習開催やテキスト等の支援が可能である。平成 25 年度から東京でも養成講座を開催し、リハビリテーター制度の普及を進めている。
- 各自治体に受け皿となる団体や人物がいれば、制度支援は WRV で行い行政と民間の連携体制をつくる一助となれると考えている。

ウ. リハビリテーターの活動

- リハビリテーターは傷病鳥獣の保護から収容、治療補助、リハビリテーション、放野等一貫した活動に携わる。
- 主な活動場所は県自然環境保全センターと 4 動物園（横浜市立野毛山動物園、横浜市立金沢動物園、横浜市立よこはま動物園、川崎市夢見ヶ崎動物公園）の救護施設で、傷病鳥獣の世話や野生復帰のための訓練等を行う。各救護施設に登録し

たりハビリテーターと当該施設とで活動日を調整し、ボランティアとして活動する。そのため活動にかかる経費（交通費等）は自己負担となる。

- ・ 終生飼養については、現時点ではリハビリテーター自身による保護や、川崎市のボランティアセンター（WRV 神奈川支部事務局）に持ち込まれた場合にリハビリテーター自身の意思と力量に応じて WRV 神奈川支部が認めた場合に限り実施可能。安楽殺は各救護施設の職員の判断のもと実施されるので、リハビリテーターは関与しない。
- ・ リハビリテーター認定者は野生動物の救護や活動を通して、自身が野生動物と人間との間の問題に取り組む姿勢を身につけ、普及啓発、環境教育、原因究明と予防対策のための活動を行っている。具体的には、動物園に收容されている傷病鳥獣の世話の他、どのような原因で收容され治療されているかについての解説、イベント等でリハビリテーターの活動の普及、海浜等で救護される野生鳥獣の原因となるゴミや釣り針等の清掃や展示等である。
- ・ リハビリテーター認定者向け研修では、県が直面する野生動物の問題（傷病鳥獣に限らず）について直接県から講義を受けることができ、一般県民と応対する際に人間と野生動物との問題についての説明が可能となっている。

4. 傷病鳥獣救護に関し民間団体と連携している状況

（1）アンケート調査結果による全国的な傾向

アンケート調査の結果（2.（1）参照）では、行政の取組み状況において、收容・治療・安楽殺の実施については、施設や獣医師による施術を要することから民間に委託（一部委託含む）している割合が8割以上と高い結果でした。また、鳥獣保護センターの有無に関わらず、地域の獣医師会や救護ドクター（指定獣医師）に收容・治療・安楽殺を委託している場合が多いことから、收容・治療・安楽殺の実施に関する民間団体等との連携状況について表 3-4-1 及び図 3-4-1 に示しました（回答自治体数 46）。

表 3-4-1 連携する民間団体（複数回答）

連携する民間団体	自治体数	右図凡例
獣医師会	17	A
救護ドクター（指定獣医師）	19	B
動物園（公立）	10	C
動物園（私立）	5	D
その他	10	E

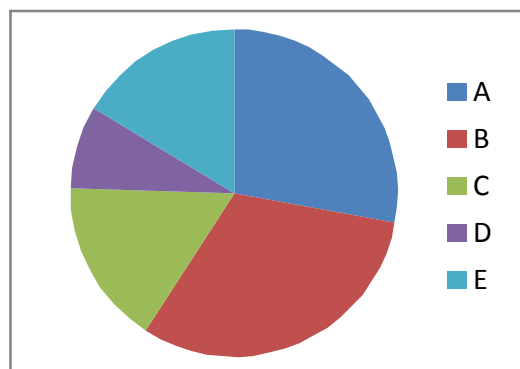


図 3-4-1 民間団体との連携状況

(2) 傷病鳥獣受入窓口の違いによる特徴

現在、多くの都道府県では、地方獣医師会を通して一般動物病院が一次収容施設となって獣医療を提供するという体制を採用していることから、ここでは、傷病鳥獣の受入窓口が行政の場合と、一般の動物病院の場合のそれぞれにおける特徴を、「野生動物対策の在り方」(参考情報[2]) 第8章4を参考に紹介します。なお、この体制では鳥獣保護センター等傷病救護を受入れる適切な施設を持たず、獣医療の提供は開業獣医師が中心となって担うことを前提とします。

① 行政が窓口となって傷病個体を受入れるシステム

市民からの連絡で、まず行政が窓口となって傷病個体を引き取る。その後、動物病院(一次収容施設)に搬送し、診察・治療を行う。放野までは、公的あるいは民間の動物関連施設(二次収容施設)での飼育を行う(ただし、現状では、市民が動物病院に直接持ち込むこともあり、完全な窓口の一本化は達成できていない。また、放野までの飼育に関しても、動物病院での継続飼育や、ボランティアによる自宅での飼育が行われている場合がある)。

- 傷病個体は必ず行政機関の窓口を通るので情報収集・解析が容易になる。傷病個体に重要感染症があった場合等は、行政による把握や対応が速やかに行える。
- 持ち込んだ市民への対応を含めた受入対応の一貫性が保ちやすい。
- 一度行政機関の窓口を通るので、一次施設での診察・治療までに時間を要する。また、通常の業務時間外や休日には対応できない。
- 行政にとっては受入れや搬送、市民対応等に人員と経費がかかる。行政コストが大きくなり、専門職の配置も容易ではない(例：北海道では14箇所の出先機関に担当獣医師を配置している(動物愛護業務と兼務))。

② 傷病個体が一般の動物病院を窓口として直接搬入されるシステム

行政はシステムの維持管理にのみ関わり、傷病個体の搬送先を指示はするが、傷病個体は直接、市民によって動物病院(一次収容施設)へ搬送される。その後、放野までは、公的あるいは民間の動物関連施設(二次収容施設)での飼育を行う(現状では、放野までの飼育に関しては、動物病院での継続飼育や、ボランティアによる自宅での飼育が行われている)。

- 行政機関の窓口を通さないため、発見から診察・治療開始までの時間が短縮される。行政の時間外の対応も可。
- 開業獣医師に、個体を搬入した市民への対応や受入判断等の負担がかかる。

(3) 地域における取組み事例

民間団体が傷病鳥獣救護を実施している二つの例について、関係者からの聞き取り調査をまとめました。

① 富山県鳥獣保護センター（富山県から委託されている指定管理者）

- ・ 昭和 56 年に「ねいの里」が設立され、ねいの里管理を富山県から（公財）富山県民福祉公園に委託された。昭和 59 年にねいの里の一部として鳥獣保護センターを設立し、傷病鳥獣救護等の業務を開始した。また、鳥獣保護センターの設立に伴って、センター管理も同財団に委託される。指定管理者制度は平成 18 年から始まり、現在に至っている。
- ・ センターには獣医師がいないので、県指定の獣医師である家畜保健衛生所の獣医師と野生動物の治療に詳しい開業医に、レントゲンや治療のアドバイス、薬品の調達等を必要に応じて依頼する。治療等の依頼は、県の仕様上定められている家畜保健衛生所の獣医師に伺った上で、鳥類等の野生動物の専門的な部分は開業医に治療を依頼することになる。治療費は県からの指定管理委託費の範囲内で支払っている。軽い骨折等はセンターのスタッフで対応できるよう、獣医師から対処法を指導されている。
- ・ 課題としては、この施設が指定管理者制度に基づき運営されていることがあげられる。この制度に基づき施設運営を行っている限り、運営費が限られており、施設の充実や人員の増員については限界がある。

② 大阪府

- ・ 大阪府では、民間の飼育動物診療施設の獣医師で構成される救護ドクター制度と、登録制による飼養ボランティア制度がある。
- ・ 救護ドクター制度は平成 4 年に開始された。府内獣医師会（本制度の趣旨に沿って、府が別途事業協力を依頼する者をいう。）から推薦のあった獣医師のうち、野生鳥獣の保護に知識と熱意を有し知事が適当と認める者を指定する。聞き取り調査時点で登録施設数は 92 施設ある（府内）。
- ・ 飼養ボランティア制度の要領は平成 11 年 10 月 1 日から施行された。登録は個人登録と法人登録の 2 種類あり、聞き取り調査時点で個人登録者数は 57 名、法人登録者数は 4 件である。登録方法は住所地を所管する府庁もしくは出先機関（4 箇所）に申込用紙を提出し、面談により飼養施設（ケージや鳥カゴ等）や経験の有無を確認した上で登録する。登録者には飼養の有無に関わらず定期的な継続の意思を確認する。

- ・ 野生復帰不可能な個体であり、安楽殺を適用するかどうかは、救護ドクターの診療により判断されている。飼養ボランティアが傷病鳥獣を飼養できる期間は原則1年以内とし、その期間内に放鳥獣することとしている。

5. 鳥獣保護管理の総合的な拠点として機能している施設の体制や取組み

(1) アンケート調査結果による全国的な傾向

アンケート調査により鳥獣保護センターを有している 22 自治体について、業務内容を表 3-5-1 にまとめました。最も多いのが「傷病鳥獣救護」で 22 自治体、次いで「救護個体の終生飼養」が 14 自治体となっていました。

表 3-5-1 鳥獣保護センターの業務内容

項 目	自治体数
1. 傷病鳥獣救護	22
2. 救護個体の終生飼養	14
3. 鳥獣保護管理（計画・事業等）	1
4. 救護個体に関する情報収集・整理、研究・モニタリング	8
5. 鳥獣保護管理に関する調査研究	2
6. 展示解説	8
7. 資料室等	6
8. その他	2

鳥獣保護センターを有する 22 の自治体における施設に関する職員数について、表 3-5-2 に示しました。「勤務している職員数」の平均は 7.2 人となり、「職員のうち救護業務従事者数」の平均は 3.9 人でした。また、22 の施設の獣医師数は平均 1.3 人で、獣医師が勤務する 12 箇所の平均獣医師数は 2.2 人でした。

鳥獣保護センターの運営形態が自治体直営か委託かについて、表 3-5-3 に示しました。全面委託が 12 件と最も多く、自治体直営が 8 件、部分委託が 3 件でした。

表 3-5-2 鳥獣保護センターにおける職員数（平成 27 年度現在）

都道府県名	勤務している職員総数			職員のうち救護業務従事者数			専門職数	
	総数	常勤	非常勤	救護業務	常勤	非常勤	獣医師	他専門職
青森県	1	0	1	0	0	0	0	0
岩手県	3	0	3	3	0	3	2	0
福島県	4	4	0	4	4	0	1	0
茨城県	4	0	4	4	0	4	0	0
栃木県	10	4	6	4	0	4	0	0
群馬県	3	1	2	3	1	2	1	2
埼玉県	3	2	1	2	2	0	2	0
千葉県	21	3	18	18	3	15	3	0
神奈川県	4	1	3	4	1	3	2	
新潟県	6	4	2	1		1	2	1
富山県	3	1	2	3	1	2	0	0
福井県	11	7	4	7	6	1		
山梨県	4	2	2	3	2	1	1	2
岐阜県	8	6	2	3	3	0	3	0
愛知県	9	2	7	2	2	0	0	0
滋賀県	無回答							
和歌山県	12	12	0	1	1	0	1	0
岡山県	10	10		1	1		1	
山口県	21	16	5	7	7	0	0	0
香川県	2	2	0	2	2	0	0	0
長崎県	8	8	0	7	7	0	7	0
熊本県	5	2	3	2	2	0	0	0
平均	7.2	4.1	3.3	3.9	2.3	1.8	1.3	0.3

岩手県の臨時職員を非常勤に合算した

表 3-5-3 業務実施形態

形 態	自治体数
都道府県直営	8
全面委託	12
部分委託	3

(重複回答あり)

(2) 地域における取組み事例

鳥獣保護センターが傷病鳥獣救護以外に鳥獣保護管理の拠点として機能している 3 例について、関係者からの聞き取り調査の結果をまとめました。

① 福島県野生生物共生センター（公共施設）

ア. 基本理念

- ・ 野生生物共生センターの機能は救護単体ではなく、様々な機能を持たせるのが望ましい。人間と鳥獣をめぐる時代背景は刻々と変化し、救護のとらえ方も時代背景とともに変化する。県の野生生物共生センターは県独自の問題やリスクに対応するべく、基本理念をもつべきである。
- ・ 福島県の基本理念は、生物多様性の保全の重要性と、ヒトと動物・生態系との関係を包括的に捉えて問題解決に当たることである。基本理念に基づいて、日頃から傷病鳥獣のハンドリングやサンプル採取等をスタッフが経験を重ねておくことで、非常事態発生時にどんな情報をどのように集めるべきかがイメージできる。
- ・ 実際に福島県では、鳥獣保護センター時代に鳥インフルエンザや原発事故発生時の初動体制を即座に整えることができた。県特有のミッションに対応するのは県毎の鳥獣保護センターである、という意識が必要であると考えます。

イ. 体制等

- ・ 昭和 56 年に前身の鳥獣保護センターが設立された。設立当初は県農林水産部所管で、管理運営は大玉村に委託していた。その後鳥獣保護センターが立地している県民の森の運営がフォレストエコライフ財団（県が設立出資）に移行され、平成 10 年から鳥獣保護センターも一括して財団に管理委託された。
- ・ 平成 27 年 10 月に福島県環境創造センターが三春町に設立され、その附属施設の一つとして野生生物共生センターが平成 28 年 4 月から運営を開始した。野生生物共生センターの設立とともに、管理は県の直轄運営になり、県から獣医師 1 名、化学技師 1 名が従事するとともに、嘱託獣医師 1 名、救護スタッフとして 4 名の嘱託職員、教育や展示管理の補助を行う事務補助員 1 名の合計 8 名が駐在している。

ウ. 取組み内容

- ・ 野生生物共生センターの機能は、生物多様性の保全を目的として大きく 4 つの柱で構成される。すなわち、i) 救護・野生復帰、ii) 環境教育（展示）、iii)

野生生物放射性核種調査、iv) 野生動物の保護管理、である。

- ・ ii) については、野生動物について体系的に学習できるプログラムの提供（展示、映像）のほか、県内唯一の救護施設として学生等の研修・視察の対応や小学生等を対象とした学習会の実施等を行っている。
- ・ iii) については、放射性核種濃度モニタリングのデータ蓄積が挙げられる（第3章 2.(4)を参照（P.32））。
- ・ iv) については、行動圏調査、センサーカメラ調査、出没した野生鳥獣の捕獲対応、野生鳥獣データベース管理（被害防止目的の捕獲の位置情報や目撃情報、出没情報等）、死亡野鳥の鳥インフルエンザの検査等を実施している。行動圏調査では、イノシシに GPS 首輪を装着して、原発事故後帰宅困難区域における行動圏の把握等の情報収集を環境創造センターの研究部と共同で行っている。イノシシへの首輪装着の際の麻酔施術等は獣医師が必要なので、野生生物共生センターのスタッフが従事している。

② 神奈川県自然環境保全センター（公共施設）

- ・ 保全センターの広域的業務として傷病鳥獣救護の他、自然環境保全に関する普及啓発・環境学習、調査研究がある。普及啓発・環境学習について、丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園の自然環境の展示や研修等を実施している。また調査研究では、ブナ林の保全や再生技術開発に関する研究やニホンジカ管理に係る調査等幅広い機能を有している。
- ・ 当センターで管理されている放野不能個体を中心とした傷病鳥獣の一部については、傷病鳥獣の現状を知ってもらうため、年2回救護動物特別公開を開催している。

③ 富山県鳥獣保護センター（富山県から委託された指定管理者）

- ・ 情報・データの蓄積として、センターで受入れている鳥獣数、治療実施数、放野数等は平成26年からデータをとるようにし、毎月県に報告している。データを収集することで原因の究明や救護率が把握でき、一般からの問合せに対して説明する際にもより納得してもらえると考えられる。
- ・ 死亡した個体は剥製にして展示したり、大学等の研究機関に提供するなどの活用を行っている。また、野生復帰不能と判断した個体で動物園での展示・繁殖計画と一致すれば移管することも行っているが、組織的に体制がとれているわけではない。今後は、終生飼養になった場合は、教育や研究に活用していきたいと考えている。
- ・ 調査研究として、救護したタヌキの放野の際に電波発信機を装着し、生存状況

と行動範囲をモニタリングしたデータがある。サンプル数が少なく、まだ十分なデータの集積はできていないが、今後も継続して調査していきたい。

- ・ 傷病鳥獣救護以外の取組みとして、自然博物館ねいの里では、県内各地でシカ、イノシシ、クマ、サルの捕獲実証試験を実施している。わなで捕獲した個体の分析や発信器を装着し、行動圏把握調査等を実施。わな捕獲個体からのデータの収集等も実施している（ただし、傷病鳥獣の管理委託費とは別に委託費（人件費）が県から支払われている。）。そのほかの活動として、展示館での救護個体展示やヒナの取扱いに関する環境教育等の活動がある。

参考資料

1. 関係機関等の連絡先

(1) 国の行政機関

- 環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

TEL : 03-3581-3351 (代表)

URL : <http://www.env.go.jp/index.html>

- 地方環境事務所

地方環境事務所	郵便番号	住所	TEL
北海道地方環境事務所	060-0808	北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第1合同庁舎 3 階	011-299-1950
釧路自然環境事務所	085-8639	北海道釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎 4 階	0154-32-7500
東北地方環境事務所	980-0014	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 6F	022-722-2870
関東地方環境事務所	330-6018	さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F	048-600-0516
中部地方環境事務所	460-0001	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-955-2130
長野自然環境事務所	380-0846	長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎	026-231-6570
近畿地方環境事務所	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31 大阪マーチャンダイズマート(OMM)ビル 8F	06-4792-0700
中国四国地方環境事務所	700-0907	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 11F	086-223-1577
九州地方環境事務所	860-0047	熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階	096-322-2400
那覇自然環境事務所	900-0022	沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 1 階	098-836-6400

(2) 都道府県野生動物保護管理関係部署

都道府県名・部署名	郵便番号	住所	TEL
北海道環境生活部環境局生物多様性保全課動物管理グループ	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5205
青森県環境生活部自然保護課自然環境グループ	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9257
岩手県環境生活部自然保護課野生生物担当	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5371
秋田県生活環境部自然保護課調整・自然環境班	010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-1613
宮城県環境生活部自然保護課野生生物保護班	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2673
山形県環境エネルギー部みどり自然課自然環境担当	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-3174
福島県生活環境部自然保護課野生生物担当	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7210
茨城県生活環境部環境政策課自然・鳥獣保護グループ	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2946
栃木県環境森林部自然環境課野生鳥獣担当	320-8501	宇都宮市埴田1-1-20	028-623-3261
群馬県環境森林部自然環境課野生動物係	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2874
埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3143
東京都環境局自然環境部計画課鳥獣保護管理担当	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5388-3505
千葉県環境生活部自然保護課狩猟班・鳥獣対策班	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2936
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課野生生物グループ	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-4319
新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5152
富山県生活環境文化部自然保護課野生生物係	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3397
石川県生活環境部自然環境課鳥獣グループ	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1477
福井県安全環境部自然環境課自然環境保全グループ	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0306
長野県林務部森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7273
山梨県森林環境部みどり自然課自然保護担当	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1520
岐阜県環境生活部自然環境保全課生物多様性係	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-8231
静岡県くらし・環境部環境局自然保護課野生生物保護班	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-3332
愛知県環境部自然環境課野生生物・鳥獣グループ	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6230
三重県農林水産部みどり共生推進課野生生物班	514-8570	津市広明町13	059-224-2578
滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課生物多様性戦略推進室	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3483
京都府農林水産部農村振興課野生鳥獣担当	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-5022
兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課鳥獣保護管理班	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3463
大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課野生動物グループ	559-8555	大阪市住之江区南港北1-14-16	06-6210-9619
奈良県農林部農業水産振興課鳥獣対策係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-7480
和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室自然環境担当	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2779
鳥取県生活環境部緑豊かな自然課自然環境保全担当	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7872
島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室	690-8501	松江市殿町1	0852-22-5160
岡山県環境文化部自然環境課自然保護班	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7310
広島県環境県民局自然環境課野生生物グループ	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-2933
山口県環境生活部自然保護課自然・野生生物保護班	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-3050
愛媛県県民環境部環境局自然保護課生物多様性係	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2368
高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9039
香川県環境森林部みどり保全課鳥獣対策・野生生物グループ	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3212
徳島県危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課鳥獣管理対策担当	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2262
福岡県環境部自然環境課野生生物係	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3367
佐賀県農林水産部生産者支援課中山間・鳥獣対策担当	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7113
長崎県環境部自然環境課生物多様性保全班	850-8570	長崎市尾上町3-1	095-895-2381
熊本県環境生活部環境局自然保護課野生鳥獣班	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2275
大分県農林水産部森との共生推進室森林環境保護班	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-3876
宮崎県環境森林部自然環境課野生生物担当	880-8501	宮崎市橋通東2-10-1	0985-26-7291
鹿児島県環境林務部自然保護課野生生物係	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2616
沖縄県環境部自然保護課自然保護班	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2243

2. 関係法令等

- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14HO088.html>
- ・ 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針
<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/pdf/plan1-1b.pdf>
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H04/H04HO075.html>
- ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H16/H16HO078.html>
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S48/S48HO105.html>
- ・ 文化財保護法
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO214.html>
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10HO114.html>
- ・ 狂犬病予防法
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO247.html>
- ・ 家畜伝染病予防法
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO166.html>

3. 参考情報

- [1] 動物の殺処分方法に関する指針. 環境省告示第 105 号. 2007.
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/shobun.pdf
- [2] 保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方. (社)日本獣医師会. 2016.
http://nichiju.lin.gr.jp/kousyu/pdf/h28_06_yasei.pdf
- [3] 人と動物の共通感染症に関するガイドライン. 環境省. 2007.
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/infection/guideline.pdf
- [4] 動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン 2003. 厚生労働省健康局 結核感染症課.2003.
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/pdf/02-09-01.pdf>
- [5] 傷病鳥獣救護に関するアンケート（鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会（平成 27 年度 第 4・5 回））. 環境省. 2016.

- http://www.env.go.jp/council/12nature/y124-12/ref05_2.pdf
- http://www.env.go.jp/council/12nature/y124-13b/ref09_1_1.pdf
- [6] 京都府野生鳥獣救護事業ガイドライン. 京都府農林水産部森林保全課. 2013.
<http://www.pref.kyoto.jp/choujyu/documents/kyugoguideline.pdf>
- [7] 獣医学・応用動物科学系学生のための野生動物学. 村田・坪田編. 2013.
文永堂出版
- [8] ♪現代日本のイノシシ・シカ大問題♪. 環境省. 2011.
<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-8/A4full.pdf>
- [9] いま、捕らなければならない理由. 環境省. 2015.
http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5/imatora_fin.pdf
- [10] ヒナを拾わないで！！. (公財) 日本鳥類保護連盟、(公財) 日本野鳥の会、NPO 法人野生動物救護獣医師協会. 2016.
http://www.wbsj.org/fukyu/hirowanaide/img/hina_2016.pdf
- [11] 日本の外来種対策. 環境省. 随時更新.
<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>
- [12] 外来生物に対する対策の考え方（特定外来生物の安楽殺処分に関する指針、外来生物法に基づく防除実施計画策定指針を含む）。(社団) 日本獣医師会. 2007.
http://nichiju.lin.gr.jp/kousyu/pdf/h19_07_yasei.pdf
- [13] 野生動物救護のあり方. (社)日本獣医師会. 2005.
http://nichiju.lin.gr.jp/kousyu/pdf/h17_04_yasei.pdf
- [14] 保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方(中間報告). (社)日本獣医師会. 2011.
http://nichiju.lin.gr.jp/kousyu/pdf/h23_10_yasei.pdf
- [15] 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル. 環境省. 2017.
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pdf/2910manyual.pdf
- [16] 動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針. 環境省. 2017.
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_08.pdf
- [17] 高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染防疫指針. 農林水産省. 2015.
http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/pdf/160401_hpai_guide.pdf
- [18] 鉛中毒関連調査結果（鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会（平成 27 年度 第 4 回）. 環境省. 2015.
http://www.env.go.jp/council/12nature/y124-12/ref03_1_2_2.pdf

http://www.env.go.jp/council/12nature/y124-12/ref03_1_2_3.pdf

http://www.env.go.jp/council/12nature/y124-12/ref03_1_2_4.pdf

http://www.env.go.jp/council/12nature/y124-12/ref03_1_2_5.pdf

行政における傷病鳥獣救護の考え方と地域の取組み事例

平成 30 年 3 月

発行／環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

編集／一般財団法人自然環境研究センター

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。